

はじめに 「滋賀県教育振興基本計画」の策定について

1 策定の経緯

(1) 社会の変化と教育基本法の改正

近年、情報分野をはじめとする科学技術の著しい進展や、国際化、少子高齢化、核家族化などとともに、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、地域における人間関係が希薄になるなど、社会の状況は大きく変化しました。社会全体の規範意識が低下しているとも言われ、このような社会の変化は、教育を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。

これまで家庭や地域におのずと備わっていた教育力が低下し、物質的な豊かさが、かえって子どもたちから目的意識を持って物事に取り組む意欲を減退させているとの指摘もあります。また、様々な悩みやストレスを抱える子どもが増加し、いじめや非行などの問題行動が深刻化するとともに、インターネット上には有害な情報があふれ、子どもが巻き込まれる事件や事故が多発するなど、子どもの安全・安心をどのように確保していくかも課題となっています。

一方、社会が急激かつ複雑に変化する中であっても、たくましくその生涯を切り拓いていくため、常に自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技能を継続的に習得していくことが必要であり、人々が生涯にわたって学習することのできる環境をつくっていくことが求められています。

こうした今日的な教育・学習上の課題やニーズに対応するため、平成18年(2006年)12月、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。

改正教育基本法においては、人格の形成や個人の尊厳といったこれまでの普遍的な教育理念を大切にしつつ、新たに、公共の精神、自立心や道徳心、豊かな人間性と創造性、伝統の継承といった、今の時代にまさに求められる教育理念が規定されています。

(2) 国の「教育振興基本計画」の策定

改正教育基本法の教育理念を具体化するため、同法第17条第1項において、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画(教育振興基本計画)を、国が定めることとされました。

これを受けて、平成19年(2007年)2月には、中央教育審議会¹に教育振興基本計画特別部会が設置され、計画案についての審議が続けられ、平成20年(2008年)4月に「教育振興基本計画について～『教育立国』の実現に向けて～」が文部科学大臣に答申されました。

この答申をもとに作成された計画案は、平成20年(2008年)7月1日に閣議決定され、国の「教育振興基本計画」が策定されました。

*1 文部科学省に設置されている審議会のことです。学識経験者である委員(30人以内)、臨時委員および専門委員からなり、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興や生涯学習の推進、スポーツの振興などに関する重要事項を調査審議します。

(3) 「滋賀県教育振興基本計画」の策定

改正教育基本法第17条第2項では、地方公共団体においても、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

滋賀県では、これまで「滋賀県基本構想^{*2}」など県行政全般にかかる基本的な計画のもと、「学校教育の指針」、「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」、「滋賀県生涯スポーツ振興計画」、「滋賀県環境学習推進計画」など分野ごとの構想・計画・指針等に従って、教育行政を進めてきました。

しかし、今日的な教育課題や本県が特徴的に有する課題に適切に対応し、また、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や歴史文化資産、先人の教えなどに学び、地域の力を活かす滋賀らしい教育を推進するためには、新しい時代に向けた本県教育行政の取組を県民に明らかにするとともに、教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的な施策推進を行う必要があります。このことから、教育分野の中期的な計画となる「滋賀県教育振興基本計画」を策定することとしました。

【教育をめぐる近年の動き】

(ゴシック：滋賀県の動き)

平成12年(2000年) 4月1日	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」施行
平成13年(2001年) 4月1日	「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」施行
12月12日	「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
平成14年(2002年) 4月1日	学校週5日制の完全実施
4月1日	「滋賀県男女共同参画推進条例」施行
平成15年(2003年) 10月1日	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
平成16年(2004年) 4月1日	「滋賀県環境学習の推進に関する条例」施行
平成17年(2005年) 4月1日	「発達障害者支援法」施行
6月17日	県民等の環境学習を推進する拠点として滋賀県環境学習支援センターを開設
平成18年(2006年) 3月22日	「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」策定
4月～	高等学校普通科全県一区制による入学開始
4月1日	「滋賀県子ども条例」施行
4月1日	県立長浜高等養護学校の開校(県立長浜高等学校に併設)
4月1日	守山市立守山女子高等学校が立命館守山高等学校に移管
12月22日	改正「教育基本法」施行
平成19年(2007年) 4月～	特別支援教育体制の整備 (平成18年度(2006年度)から特別支援教育室を設置)
4月1日	県立甲南高等養護学校の開校(県立甲南高等学校に併設)
4月1日	健康福祉部に子ども・青少年局を設置
4月24日	第1回全国学力・学習状況調査の実施
6月20日	教員免許更新制の導入や教育委員会への国の関与強化などを定めた教育改革関連三法の成立
10月13日	「滋賀の教師塾」開始
12月21日	「滋賀県基本構想」策定
平成20年(2008年) 4月1日	県立八日市養護学校の知肢併置化と県立野洲養護学校の開校
4月1日	構造改革特別区域法の規定に基づく株式会社立ECC学園高等学校の開校(高島市今津町棕川)
6月11日	教育基本法の改正を踏まえた「社会教育法」、「図書館法」および「博物館法」の改正
7月1日	国の「教育振興基本計画」策定
10月18日	第21回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレク滋賀2008」開催
～21日	

*2 平成19年度(2007年度)から平成22年度(2010年度)までを計画期間とする県政運営の基本方針のことで、滋賀県行政の総合的な推進のための指針となるものであり、県政の最上位計画として、部門別の各種構想・計画・指針等の基本となります。

2 計画の性格

「滋賀県教育振興基本計画」は、次のような性格を有しています。

- () 教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- () 滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画
- () 滋賀県基本構想の推進に関する規程第2条第1項に基づいて策定した「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画

3 計画期間

平成21年度(2009年度)から25年度(2013年度)までの5年間とします。

4 計画で取り扱う「教育」の範囲

本計画において取り扱う「教育」には、

- () 教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育および社会教育を含みます。
ただし、国立・私立の学校および県立大学で行われる教育内容等については、各校の独立性³を尊重して、本計画で取り扱わないこととします。
- () 教育を受ける時期にかかわらず、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期、いずれの時期の教育も含みます。
- () 教育委員会が所管する分野をはじめとして、知事部局または警察本部が所管する分野・施策を含み、滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築することとします。

*3 国立大学(附属校を含む)は平成16年(2004年)4月に、滋賀県立大学は平成18年(2006年)4月に法人化され、それぞれ、国立大学法人、公立大学法人(地方独立行政法人)になりました。法律に基づいて作成される中期計画により運営されています。

5 計画の構成

はじめに 「滋賀県教育振興基本計画」の策定について

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 策定の経緯 | 2 計画の性格 |
| (1) 社会の変化と教育基本法の改正 | 3 計画期間 |
| (2) 国の「教育振興基本計画」の策定 | 4 計画で取り扱う「教育」の範囲 |
| (3) 「滋賀県教育振興基本計画」の策定 | 5 計画の構成 |

第1章 滋賀の教育をめぐる状況

- | | | |
|-----------------|-----------------|------------------------|
| 1 学校 | 2 地域・家庭 | 3 社会 |
| (1) 学力 | (1) 地域における子どもの姿 | (1) 情報化の進展に伴う問題 |
| (2) 進学率 | (2) 家庭の姿 | (2) 国際化と子どもたち |
| (3) 生徒指導上の諸問題 | (3) 生活習慣・食生活 | (3) 青少年の就労 |
| (4) 子どもの健康と体力 | (4) 少年非行 | (4) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行 |
| (5) 特別支援教育 | (5) 生涯学習 | (5) 地方自治体を取り巻く状況 |
| (6) 人権教育 | (6) 県民のスポーツ活動 | |
| (7) 学校施設・通学路の安全 | | |

第2章 今後10年間に目指す滋賀の教育の姿

- | | | |
|---------------------|--|--|
| 1 基本理念と滋賀が目指す社会のあり方 | ～[滋賀県基本構想]より～ | 自律性(自律) 協働 共生(共生社会) |
| 2 目指す人間像 | 「近江(淡海)の心」を受け継いで、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人 | |
| 3 教育の基本目標 | 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり | ～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～ |
| (基本目標を達成するための3つの観点) | | ・子どもたちの「生きる力」を育む
・社会全体で子どもの育ちを支える
・学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる |

第3章 今後5年間に取り組むべき施策と目標

1 子どもたちの「生きる力」を育む

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| 1 「確かな学力」を育む | 4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む |
| (1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施 | (1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進 |
| (2) 課題解決的な学習や探究的な学習の充実 | (2) 自然体験活動と実践的な環境教育の推進 |
| (3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり | (3) 環境保全意識の醸成 |
| (4) 情報活用能力の育成 | (4) 環境学習の取組の支援 |
| (5) 国際教育の推進 | |
| (6) 外国人児童生徒への学習支援 | 5 信頼される学校をつくる |
| (7) 特別支援教育の推進 | (1) 地域に根ざした学校づくり |
| | (2) 学校運営の改善 |
| 2 「豊かな心」を育む | (3) 学校施設の整備 |
| (1) 規範意識など社会性の育成 | (4) 安全・安心な学校・地域づくり |
| (2) 勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す教育の推進 | (5) 修学の経済的支援 |
| (3) 思いやりの心の育成 | (6) 私学教育の振興 |
| (4) 人権教育の推進 | |
| (5) 男女共同参画の視点に立った教育の推進 | 6 教育力を高める |
| (6) 情報モラルの育成 | (1) 教員の実践力の向上 |
| (7) 文化・芸術に親しむ心の育成 | (2) 優秀な人材の確保 |
| | (3) 教職員の適正な配置 |
| 3 「健やかな体」を育む | (4) 人事評価制度の導入 |
| (1) 体力向上と健康の保持増進 | (5) 組織・チームの教育力の向上 |
| (2) 健康教育の推進 | (6) 教職員の健康管理 |
| (3) 食育の推進 | |

2 社会全体で子どもの育ちを支える

- (1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり
- (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり
- (3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり
- (4) 子どもの読書活動の推進
- (5) 子どもの体験活動の推進

3 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

- (1) 学習環境の整備と活動支援
- (2) 社会の課題についての県民意識の醸成
- (3) 地域共生の仕組みづくり
- (4) 健康づくりと生涯スポーツの振興
- (5) 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実

第4章 計画推進のために必要な事項

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| 1 学校、家庭および地域等の相互の連携協力 | 3 国および市町との役割分担と教育改革の推進 |
| (1) 学校 (2) 家庭 (3) 地域等 (4) 企業 | 4 点検評価・進行管理・計画の見直し |
| (5) 総合的なコーディネートの仕組み | 5 全国的な教育制度の整備 |
| 2 保幼小連携および校種間の連携 | |
| (1) 幼稚園と保育所との連携 | |
| (2) 幼稚園・保育所と小学校との連携 | |
| (3) 小学校と中学校との連携、中学校と高等学校との連携 | |

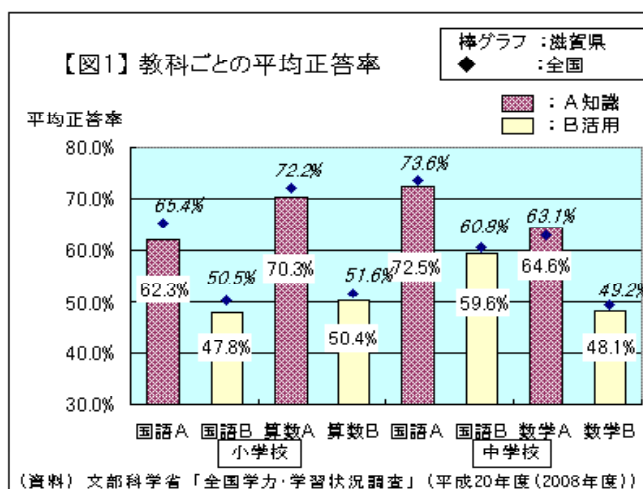
第1章 滋賀の教育をめぐる状況

第1章では、今後10年間に目指す滋賀の教育の姿と今後5年間に取り組むべき教育施策の方向性を示すにあたって、前提となる滋賀の教育をめぐる状況について、データ等に基づいて取り上げます。

1 学校

(1) 学力

日本の子どもたちの学力レベルは、経済協力開発機構（OECD）⁴が平成12年（2000年）以降3年おきに実施している「生徒の学習到達度調査（PISA）」を見ると国際的に上位にありますが、国際比較順位が低下していること、また平成14年（2002年）の改訂学習指導要領による授業時数の削減や学校週5日制の導入などもあいまって、全国的に子どもの学力についての不安が広がっています。



「全国学力・学習状況調査⁵」（文部科学省 平成20年度（2008年度））の教科に関する調査の結果を見ると、滋賀県の平均正答率は、中学校の「数学A（主として『知識』に関する問題）」を除き、全国平均を若干下回る結果となっています⁶。全国的な傾向と同様、「主として『知識』に関する問題（A）」に比べて、「主として『活用』に関する問題（B）」についての平均正答率が低く、知識・技能を活用する力に課題があることが読み取れます。【図1】

(2) 進学率

高度経済成長期前後の昭和35年（1960年）と昭和50年（1975年）の進学率を比較すると、高等学校等への進学率は52.9%から91.9%に、大学・短期大学等への進学率⁷は14.1%から37.2%になっており、この時期に進学率は飛躍的に上昇しました。平成20年（2008年）には、県内の中学

*4 国際経済全般について協議することを目的に、市場主義を原則とする先進30か国で構成される国際機関。雇用や教育のあり方など様々な社会問題についての調査分析を行っており、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれています。

*5 全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に平成19年度（2007年度）から実施されています。教科に関する調査（国語、算数・数学）のほか、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施し、学力とその相関関係等についても分析されます。

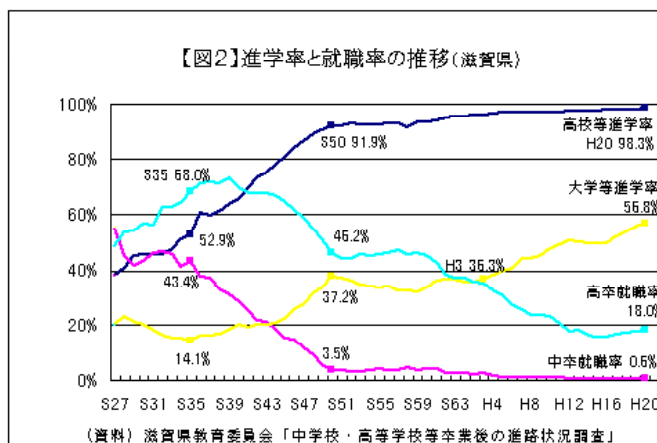
*6 国立および私立の小・中学校の結果は含んでいません。

*7 滋賀県内の高等学校および特別支援学校高等部卒業者（国立・公立・私立を含む）のうち、大学・短期大学等へ進学したものの割合。

校を卒業した生徒の98.3%が高等学校等に進学しています。

大学・短期大学等への進学率は、高度経済成長期後、しばらく30%台で推移しましたが、平成3年(1991年)頃から再度上昇し始め、平成20年(2008年)には56.8%に達しました。【図2】

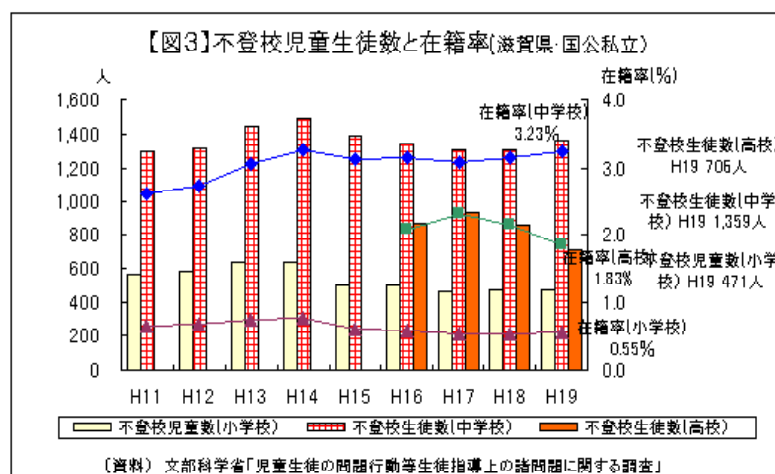
多くの人が高等学校や大学等に進学するようになり、高等学校や大学は、主体的な目的意識の有無、能力や適性、意欲や関心の程度が様々な生徒・学生を受け入れるようになっています。



(3) 生徒指導上の諸問題

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省 平成19年度(2007年度))によると、滋賀県の中学生のうち73.4%は、「学校で楽しみにしている活動がある」と答えています。一方、近年様々な悩みやストレスを抱える子どもが増加し、いじめや不登校が大きな問題となっています。

滋賀県の小・中学校の不登校児童生徒在籍率は、平成14年度(2002年度)をピークに減少傾向にありましたが、平成18年度(2006年度)から全国の傾向と同様増加に転じました。平成19年度(2007年度)の不登校児童生徒在籍率は、1.42%^{*8}(小学校0.55%、中学校3.23%)と、全国で7番目に高い割合となっています。【図3】



高等学校でも、長期欠席や中途退学が問題となっており、平成19年度(2007年度)には、高等学校在籍者の1.8%に当たる699人^{*9}が中途退学しました。特に、入学して1年目で長期欠席や中途退学となる生徒が多く、もともと高校生活に熱意がなかったり、授業に興味を持てなかったり、無気力であったり、また、就職や別の高等学校への入学を希望したりするなどの理由が挙げられています。

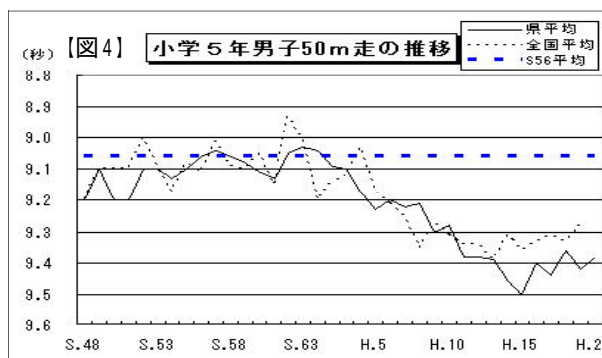
*8 国立、公立および私立の小・中学校を合わせた在籍率です。

*9 県立および私立の高等学校を合わせた人数です。

(4) 子どもの健康と体力

昭和56年(1981年)頃と比べると、近年の子どもたちの方が背が高く、体格はよくなっていますが、体力や運動能力は当時と比べて全体的に低下しています。【図4】 この背景には、生活の利便性が高まり、体を動かす機会が減少したこと、遊び場所や遊び仲間が減り、子どもたちの遊びの質が変化したこと、睡眠や食生活等の生活習慣の乱れといった要因が考えられます。

また、アレルギー疾患を抱える子どもや、ストレスによる心身の不調を訴える子どもが増加しており、メンタルヘルスを含めきめ細かな対応が求められています。



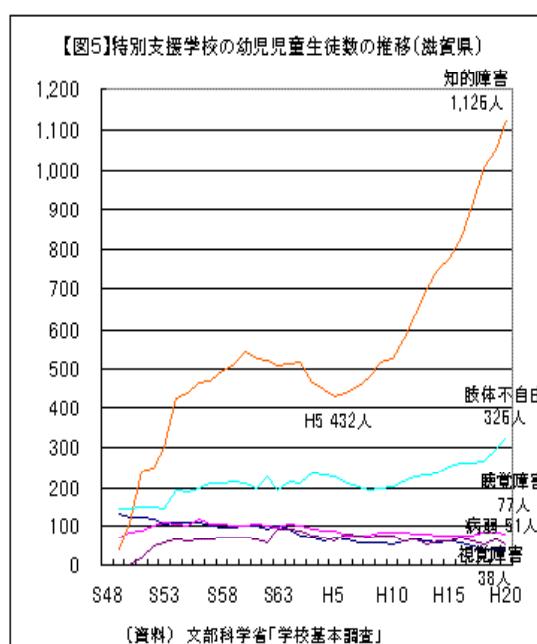
(資料)滋賀県教育委員会「児童生徒の体力・運動能力調査」

(5) 特別支援教育^{*10}

県内には、15校(県立14校、国立1校)の特別支援学校が設置されており、視覚障害、聴覚障害、病弱、知的障害、肢体不自由者に対する教育を行っています。平成20年(2008年)5月現在、幼稚部24人、小学部540人、中学部391人、高等部663人、合計1,618人の子どもたちが特別支援学校に在籍しています。

また、小・中学校には、それぞれ必要に応じて特別支援学級が設置されており、1,986人が在籍しています。

近年、特別支援学校に通う幼児児童生徒の数は増えており、特に知的障害のある児童生徒の数は、平成5年(1993年)の432人から、平成20年(2008年)には1,126人と急増しました。【図5】



(資料) 文部科学省「学校基本調査」

通常の学級においても、特別な教育的支援を必要としている子どもが約6%の割合で在籍する可能性があるとしており^{*11}、LD(学習障害)^{*12}、ADHD(注意欠陥多動性障害)^{*13}や高機能自閉症^{*14}といった、従来の特殊教育では対象とされていなかった発達障害のある子どもへの適切な指導と必要な支援が求められています。

*10 従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、発達障害を含むすべての障害のある子どもたちを対象に、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導および必要な支援を行うこととしています。

*11 文部科学省が平成14年(2002年)に行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の判断によるものではありません。

*12 基本的には全般的な知的発達の遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。

*13 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

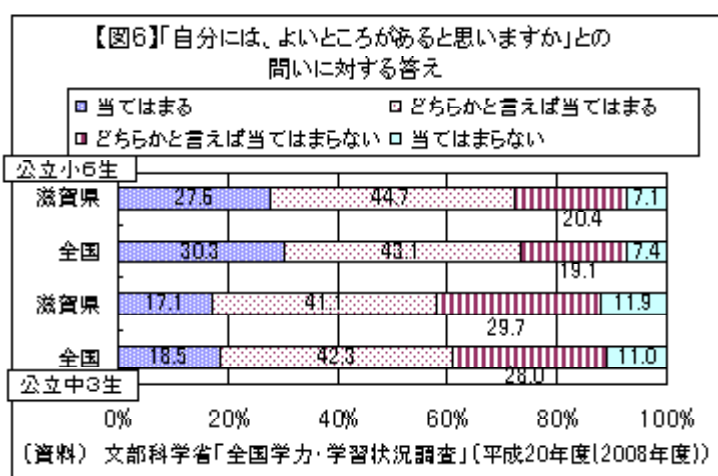
*14 他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

(6) 人権教育

学校教育や社会教育において人権教育の取組が進められ、人権尊重についての理解は徐々に浸透してきています。しかし、差別や偏見、暴力など人権にかかわる問題が跡を絶たず、子どもたちが虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化しています。さらに、国際化や情報化の進展に伴い、近年急増している外国人にかかわる人権問題やインターネット・携帯電話を悪用した人権侵害など、新たな課題も増加しています。

「人権に関する県民意識調査」（滋賀県 平成18年度(2006年度)）によると、人権が尊重される社会を実現するために必要な取組として、「学校等における人権教育の充実」を求める声が40.1%と最も多く挙げられています。

他者の人権についての認識は、自己に対する認識と深いかかわりがあるとされていますが、「全国学力・学習状況調査」（文部科学省 平成20年度(2008年度)）によると、「自分には、よいところがあると思いますか」との問いに対し、「当てはまる」または「どちらかと言えば当てはまる」と回答した滋賀県の小学6年生の割合は72.3%（全国73.4%）、中学3年生の割合は58.2%（全国60.8%）と、全国平均と比べていずれもやや低いという調査結果が出ています。【図6】



(7) 学校施設・通学路の安全

滋賀県の公立の小・中学校の耐震化率は、平成19年度(2007年度)末で74.9%であり、全国平均の62.3%を上回っていますが、大規模な地震により倒壊等の危険性が高いとされる建物が、21市町で105棟残されています。

県立学校の耐震化率は、平成20年度(2008年度)末で65.4%であり、耐震化に未着手の学校は26校あります。

また、学校に不審者が侵入して子どもたちや教職員の安全を脅かす事件や、子どもたちが通学の途中で犯罪に巻き込まれ被害者となる事件が全国で相次いだことから、学校において危機管理体制を徹底することはもちろんのこと、子ども安全リーダー^{*15}、自主防犯ボランティア^{*16}およびスクールガード^{*17}等が登下校時に見守り活動を行うなど、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組が進められています。

*15 滋賀県で独自に設置されている地域安全のためのボランティアのことで、教育や防犯関係者を中心に小学校区ごとに約5名ずつ警察署長から委嘱されています。通学路パトロールや不審者・車両に関する情報提供等を行います。

*16 自らの地域を自らが守るという意味により、地域の安全を守るための活動を行うボランティア。子どもの登下校時や夜間の見回りなど、地域に根ざした活動を行っています。

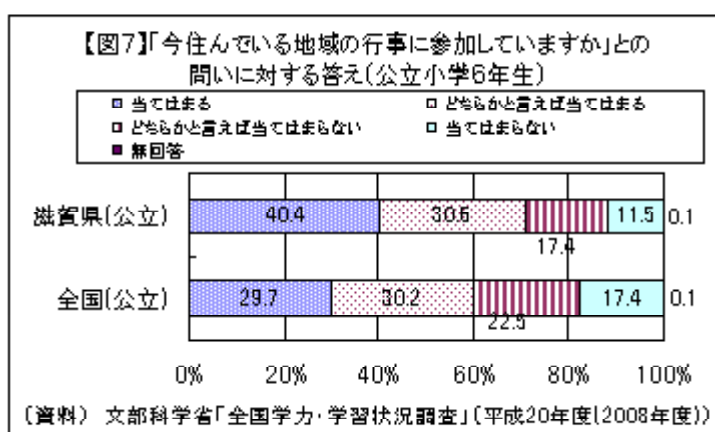
*17 学校の児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や通学路などを見回りするボランティアで、滋賀県では26,954人が登録されています(平成20年度(2008年度))。

2 地域・家庭

(1) 地域における子どもの姿

子どもは、遊びを通して、創造性や社会性など多くのことを学んでいきます。しかし、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、その遊びの様子も近年変化してきました。安全に安心して遊べる場所が少なくなり、また、少子化によって兄弟や同年代の子どもが減少したことなどから、スポーツや外遊びの時間が減少し、代わって家の中でのテレビゲームなどの一人遊びや塾・稽古事の占める時間の割合が増加したことが指摘されています。

一方で、「全国学力・学習状況調査」（文部科学省 平成20年度(2008年度)）によると、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」との問いに対し、「当てはまる」と回答した滋賀県の小学生は40.4%（全国29.7%）であり、「どちらかと言えば当てはまる」と答えた子どもを含めると71.0%（全国59.9%）に達しました。



【図7】 地域の清掃活動への参加率も高い水準にある^{*18}など、滋賀の子どもたちは、比較的地域行事に活発に参加していると言えます。

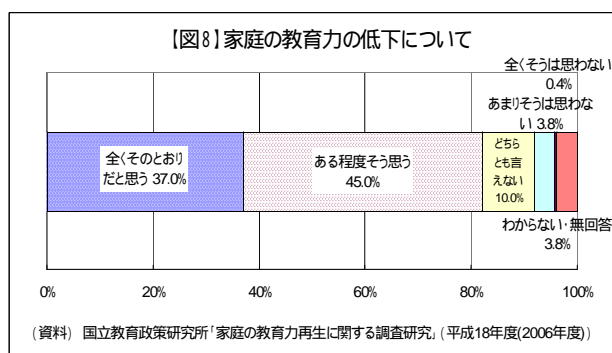
(2) 家庭の姿

都市化や核家族化、地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘されています。

「家庭の教育力再生に関する調査研究」

(国立教育政策研究所 平成18年度(2006年度)) によ

ると、「最近家庭の教育力が低下しているのではないか」という意見に対し、82.0%の人が「全くそのとおりだと思う」または「ある程度そのとおりだと思う」と回答しており^{*19}【図8】、その理由として、71.2%の人が「子どもに対して、過保護、甘やかせずぎや過干渉な親の増加」を挙げています。



一方、自分の思い通りに進まないことが多い子育てにおいて、子どもにどのようにかわっ

*18 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成19年度(2007年度))より。

*19 全国の世帯から8,400人を無作為に抽出して調査票を郵送し、そのうち回答のあった940人の結果を集計したものです。

ていけばよいか悩み孤立感を募らせたり、ストレスから虐待に走るケースも多くあります。

また、非正規雇用の割合が増加傾向にあり、昭和59年(1984年)には15.3%であった非正規雇用の割合は、平成18年(2006年)には33.2%に達しました^{*20}。

子どものいる世帯のうち、63.4%が「生活が苦しい」と感じており^{*21}、保護者の就労が不安定なことから、家計が維持できなかつたり生活が不規則になるなどして、子どもの育ちに影響を与えている例も見られます。

(3) 生活習慣・食生活

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子どもたちの朝食の欠食、偏食、肥満傾向、生活習慣病など、食に関する様々な健康問題が心配されています。また、不規則な食事時間や、孤食など食事の場での人とのふれあいの不足が、子どもたちの心理面に影響を及ぼしているとも指摘されています。

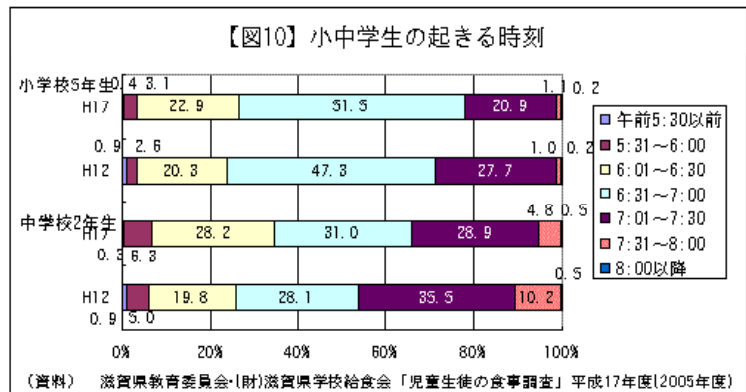
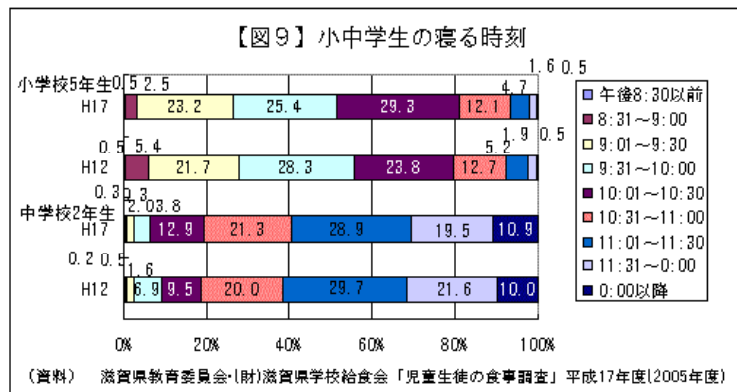
平成12年(2000年)と平成17年(2005年)を比較すると、午後10時以降に寝る小学校5年生の割合が44.1%から48.2%に増え、就寝時刻が遅くなっています。【図9】

一方、起床時刻は、小・中学生とも早くなっています。【図10】

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)において、朝食を食べることや就寝時刻、テレビやビデオを見る時間など生活習慣についての回答と、教科に関する調査結果の相関関係から、基本的な生活習慣が身につけている子どもほど教科の正答率が高いという傾向が見られます。

(4) 少年非行

少年非行の件数は、戦後間もない第1のピーク、昭和40年(1965年)前後の第2のピーク、そ



*20 総務省「労働力調査」より。

*21 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年度(2007年度))より。

して昭和57年(1982年)あたりの第3のピークに続いて、平成8年(1996年)から第4のピークを迎えていると言われていますが、平成17年(2005年)以降は減少傾向にあります。しかし、平成20年(2008年)は、4年ぶりに増加に転じました。

非行の内容を10年前と比較すると、初発型非行(万引き、自転車盗等)は減少しているものの、万引きの低年齢化が顕著であり、また、凶悪犯(殺人、強盗等)、粗暴犯(暴行、傷害、脅迫等)は増加しています。

(5) 生涯学習

滋賀県では、県民の多様化、高度化する学習意欲に対応するため、公民館、図書館、博物館、文化ホール等の社会教育施設などにおいて、生涯学習社会づくりを目指した様々な取組を実施してきました。最近では、県民の学習意欲に応えるとともに、子育て支援や地域の教育力の向上、青少年の健全育成、健康づくり、人権問題、環境問題、福祉、国際化、安全なまちづくりおよび高度情報化への対応といった様々な社会的課題の解決に向けた自主的な活動を推進する取組となっています。

また、市町において図書館の整備が進んだことなどから、県民1人当たりの年間図書貸出冊数は、平成14年(2002年)から全国最多を維持しています。

(6) 県民のスポーツ活動

滋賀県の成人のスポーツ実施率(週に1回以上運動を行う人の割合)は、平成12年度(2000年度)の21.8%が、平成18年度(2006年度)には39.8%へと大きく上昇してきていますが、まだ全国平均値(44.4%)^{*22}を下回っています。

また、最近の傾向として、スポーツを行う目的が、「競う」、「勝つ」だけでなく、「体力づくり」、「楽しみ」、「交流」など心身の健康を意識したものとなっています。

このように多様化するニーズに応え、県民のスポーツ活動機会の充実を図るため、滋賀県では総合型地域スポーツクラブ^{*23}を県内各市町にそれぞれ1つ以上設立し、育成していくことを目指しており、平成20年度(2008年度)末現在11市5町に設置されています。

*22 成人のスポーツ実施率の全国平均値は、平成12年度(2000年度)の37.2%から、平成18年度(2006年度)には44.4%に上昇しています。

*23 従来のようなチーム型の単一種目クラブではなく、障害のある人を含めて、地域住民が積極的に参加できる、地域に根ざした複数の種目からなるスポーツクラブを言います。

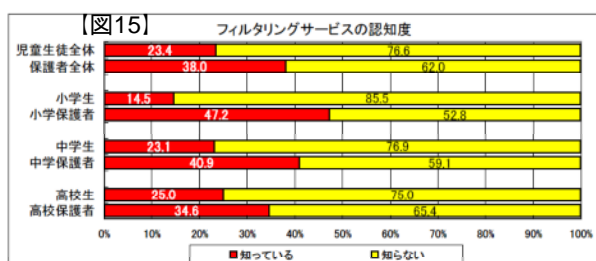
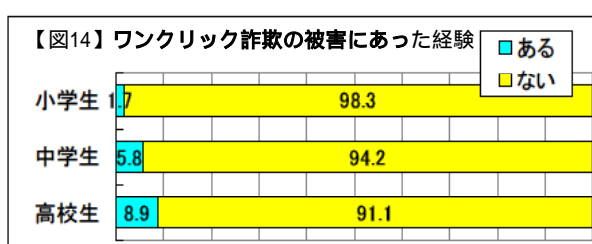
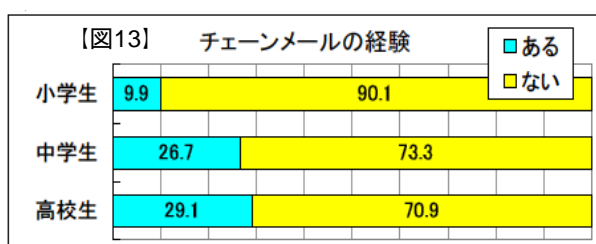
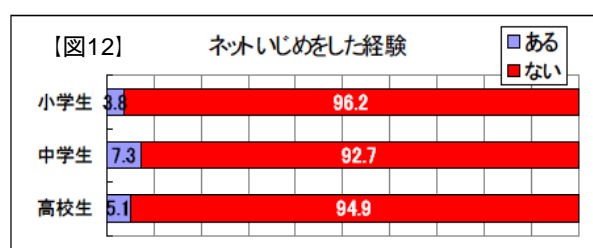
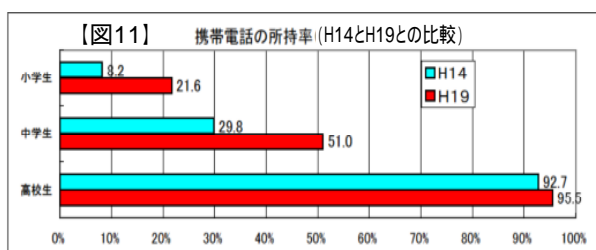
3 社会

(1) 情報化の進展に伴う問題

パソコンや携帯電話が急速に普及するなど情報化の進展に伴って、多量の情報の中から新しい情報や必要な情報を自由に収集できるようになり、知識の共有が進みました。また、インターネットを活用することで、誰もが容易に世界中に情報を発信することができる環境になっています。

しかし、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害や出会い系サイトに関する犯罪が新たな社会問題となっています。サイト上には、子どもにとって有害な情報が氾濫し、それらを容易に目にするのできる環境にあり、子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが多発しています。

「携帯電話に関する調査」（滋賀県教育委員会、滋賀県PTA連絡協議会、滋賀県公立高等学校PTA連合会 平成19年度(2007年度)）によると、インターネット上におけるいじめ（ネットいじめ）や、チェーンメール、ワンクリック詐欺、出会い系サイトの悪用による犯罪など、子どもたちが様々な問題に巻き込まれている実態が明らかになっています。【図11～15】



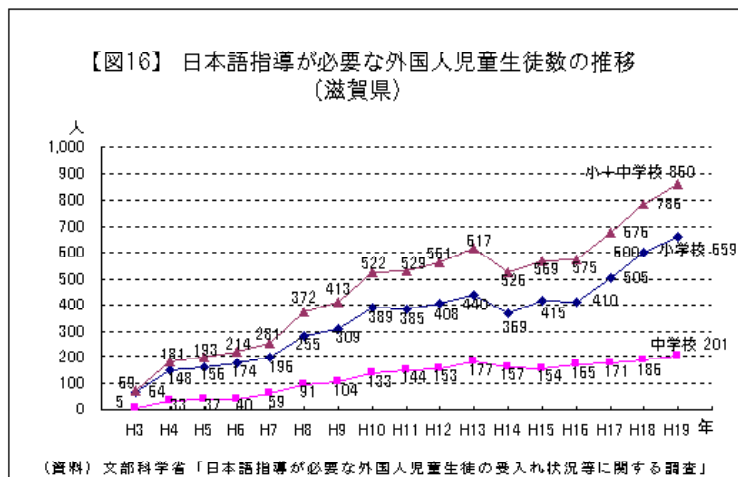
(2) 国際化と子どもたち

滋賀県においては、南米国籍の日系人を中心に、ブラジルやペルーなどから就労を目的として来日する外国人が近年急増しており、平成19年(2007年)9月現在、日本語指導が必要な外国

人児童生徒が小学校に659人、中学校に201人、高等学校に22人在籍しています^{*24}。【図16】

小・中学校における全児童生徒数に占める在籍率は0.67%で、静岡県、三重県、愛知県に次ぎ、全国で4番目に高い割合となっています。

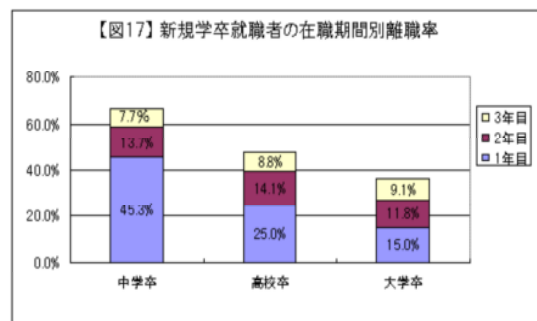
特に来日直後の子どもたちは、地域や学校生活になじめないことがあり、学校の受け入れ態勢を整えたり、日本語指導や地域における生活適応指導等の指導体制を整備することが急務となっています。



また、滋賀県が平成19年(2007年)9月に行った調査によると、経済的な問題や、保護者が日本語を理解していないことによる情報の不足、家庭で弟妹の世話をする必要があるので様々な理由で、学齢期でありながら就学していない子どもたちが31人確認されています。

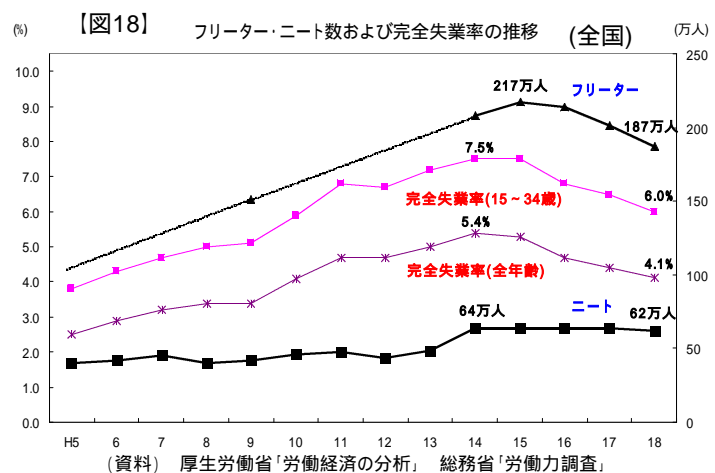
(3) 青少年の就労

非正規雇用の割合は年々増加し、特に若年層においてその割合が高く、失業率も高くなっています。



卒業後3年以内に離職する割合は、中学校で約7割、高等学校で約5割、大学で約3割であり、いわゆる「七五三」と呼ばれる状態になっています。【図17】

ニート^{*25}が10年間で1.5倍(全国で平成6年(1994年)の42万人から、平成18年(2006年)には62万人に増加)に、フリーター^{*26}が20年間で4倍弱(全国で昭和57年(1982年)の50万人から、平成18年(2006年)には187万人に増加)になり



【図18】、将来を担う若い世代の自立に関することが社会的な課題となっています。

*24 いずれも公立学校のみ的人数です。

*25 非労働力人口のうち、年齢15歳～34歳で、通学・家事もしていない者(厚生労働省)。

*26 勤め先における呼称が「アルバイト」、「パート」である雇用者(無業の者については家事も通学もせず「アルバイト・パート」の仕事希望する者)のうち、年齢15歳～34歳の卒業生であり、女性については未婚の者(厚生労働省)。

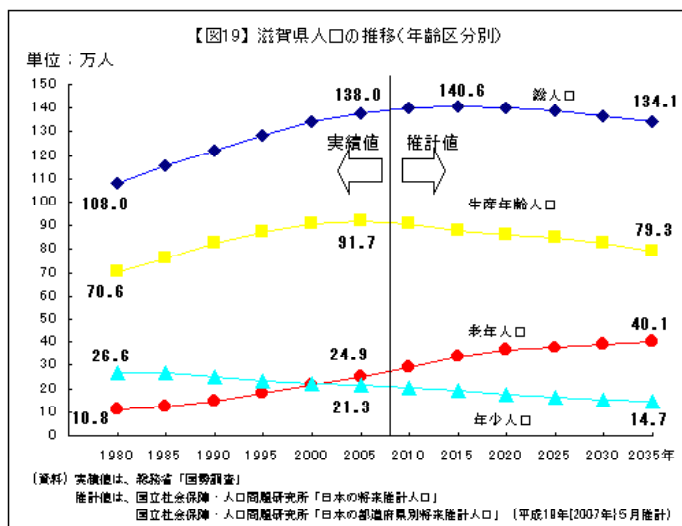
(4) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

滋賀県の人口は、右肩上がり増加していますが、平成27年(2015年)頃をピークに減少に転じると予想されています。

15歳未満の年少人口は、既に年々減少しており、平成17年(2005年)の21.3万人から、平成47年(2035年)には、14.7万人になると予想されています。

一方、65歳以上の老年人口は年々増加しており、平成17年(2005年)の24.9万人から、平成47年(2035年)には、40.1万人になると予想されています。

【図19】



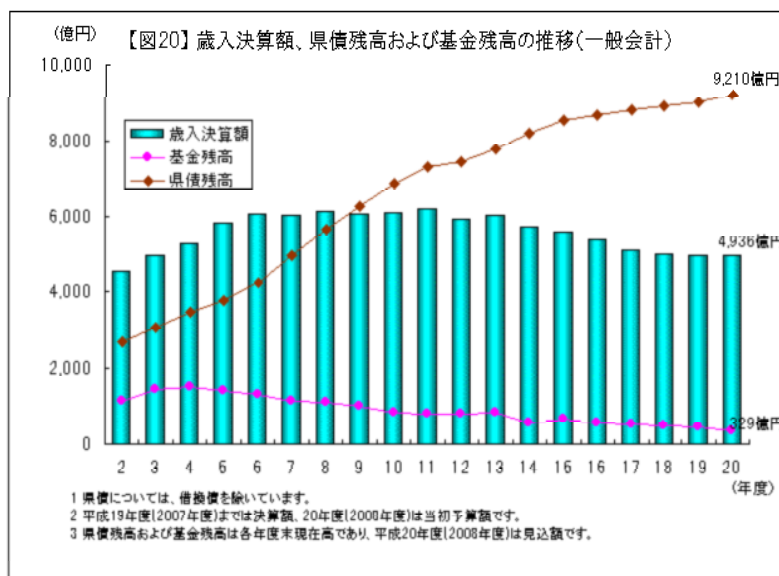
(5) 地方自治体を取り巻く状況

住民ニーズの多様化・高度化や行政需要の増大に対し、地域の実情に即してよりの確に対応するため、地方分権改革が進められています。滋賀県においても市町村合併が進展し、市町村数は、平成16年(2004年)4月の50団体から、2年後の平成18年(2006年)3月には26団体へと減少しました。

今後、地方分権のさらなる推進の中で、これまで以上に国、県、市町それぞれの役割を明確にすることが求められています。

また、滋賀県の財政については、国の三位一体の改革^{*27}などにより、国からの地方交付税^{*28}や国庫補助負担金^{*29}が縮減され、また、地方交付税の振替として発行される臨時財政対策債^{*30}等によって県債残高は増加

し、基金残高は減少しています。さらに、回復傾向にあった県税収入も、世界的な金融不安の高まりからくる景気後退の影響を受け激減しており、非常に厳しい状況となっています。【図20】



*27 平成16年度(2004年度)から18年度(2006年度)にかけて行われた、国と地方の財政制度改革のことです。「税源移譲」「国庫補助負担金の廃止・縮小」「地方交付税制度の改革」の3つの改革が一体的に行われました。

*28 地方公共団体間の財政格差を是正するため、いったん国税として集められ、その後地方公共団体の間で配分して交付される資金のことです。国庫補助負担金と異なり、その使い道に制限はありません。

*29 地方公共団体が行う特定の事務事業に対して国から交付される資金のこと。地方公共団体と共同で行う事業に対して国が義務的に負担する国庫負担金と、特定の事業を奨励するために交付する国庫補助金の両方を指します。

*30 地方の財源不足を補てんするため、平成13年度(2001年度)以降、地方交付税から振り替えて発行されている特例の地方債のことです。国によって発行額が制限され、後年度の元利償還金は、全額地方交付税でまかなわれます。

第2章 今後10年間に目指す滋賀の教育の姿

第2章では、今後10年間に目指す滋賀の教育の姿を示すため、未来を築いていくための基本的な考え方を基本理念とし、この基本理念のもと、滋賀が目指す社会のあり方を示します。

さらに、このような未来の社会に生きる人物像を描き、目指す人物像として描かれた「人」を育む教育の基本目標について示します。

1 基本理念と滋賀が目指す社会のあり方

～「滋賀県基本構想」より～

滋賀県では、今、時代は大きな転換点にあるとの認識のもとに、私たちの次の世代が幸せや豊かさを実感し、安心して暮らすことができるよう、「未来を拓く共生社会へ」を基本理念とする「滋賀県基本構想」を平成19年(2007年)12月に策定しました。

「滋賀県基本構想」のもと、次の世代や社会への影響を念頭に置きながら、地域や個人の「自律性」を高め、県民一人ひとりや様々な団体、企業、行政等が、それぞれの役割に応じて力を発揮し互いに協力する「協働」によって、人と人、人と自然が「共生」する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓いていくことを目指しています。

基本理念 「未来を拓く共生社会へ」

自律性（自律）

社会や次世代への影響を念頭に置きながら、自ら高い規範を持ち、主体的に行動すること。

協働

NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のこと。

共生（共生社会）

世代や文化の違いを超えて多様な価値観を認めあい、自然と調和しながら支えあって共に生きていくこと。

そして、この基本理念のもとに「こうありたい」と目指す社会のあり方として、県民の日々の暮らしの様々な生活活動に着目し、次のとおり「将来の姿」を描いています。

「 将来の姿 」

【暮らしの将来の姿】

「健康」 いくつになっても活動的でいられる社会

- ・自らの健康を守るため、食生活の改善や、禁煙など生活習慣の見直し、運動習慣などを取り入れた生活をしています。
- ・生涯にわたり医療や介護などへの不安を感じることなく健康的に生活しています。

「働く」 仕事と家庭や地域生活を両立できる社会

- ・誰もが生きがいややりがいを持って働いています。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、仕事と家庭、地域活動などを両立させています。

「住む」 歩いて暮らせる安全で快適な社会

- ・環境と共生し、ともに支えあう地域社会の中で、誰もが安心して快適に暮らしています。
- ・知識や経験を活かして、まちづくりや地域づくりを担っています。
- ・誰もがともに支えあい、いきいきと暮らしています。

「学ぶ・育てる」 人間性や生きる力を育む社会

- ・学校のみならず、家庭や地域など社会全体が教育に携わることにより、自立心や思いやり、地域への誇りや愛着、地域の伝統や芸術などの文化を身につけるとともに、基礎的な学力を習得しています。
- ・子どもを安心して生み、喜びを感じながら育てています。

「楽しむ」 伝統・文化や自然、地域に親しめる社会

- ・仕事と生活がほどよく調和し、ゆとりと豊かさを享受できる生活になっています。
- ・誰もが自然や伝統・文化に触れ、地域への誇りや愛着を持ち、スポーツに親しんだり、地域活動に参加しています。

「つながる」 交流を深め、支えあう、つながりのある社会

- ・家族や地域、世代間のつながりを大切にし、交流を深め、支えあいながら生活しています。
- ・誰もが地域の一員として、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。
- ・国籍や文化、性別などに拘わらず互いに認めあい、尊重しあいながら、地域社会の一員として、生活しています。

【地域の視点で描く将来の姿】

環境との共生を図りながら地域特性を活かした産業が展開する資源循環型の地域社会で、自然災害に強く、安心して暮らせる社会

2 目指す人間像

「将来の姿」で描いた社会を実現するためには、何よりもそこに生きる「人」の存在が大切です。次代を担う人づくりにしっかりと取り組むとともに、人が持つ力を十分に活かすことが、滋賀の未来を拓くことにつながります。

滋賀には、琵琶湖のほとりに住み着いた私たちの遠い祖先が、琵琶湖やそれを取り巻く自然と共生するための生活、生業なりわいの知恵を生み出した歴史があります。さらに、外の世界に目を向け、人と人とのつながりを大切にしながら市場を開拓した近江の先人の足跡があります。

古くから進取の気質とともに公の心を重んじ、人や自然との調和を尊んできた滋賀の人々が育み、拠り所としてきた「近江（淡海）の心」を大切にしながら、現代を生きる私たちは、こうした先人の足跡と精神を受け継ぎ、大切に守り育て、未来につないでいかななくてはなりません。

そして、この「近江（淡海）の心」を受け継いで、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人を、「滋賀が目指す人間像」とします。

「近江（淡海）の心」とは、

中江藤樹先生の言葉である「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心

糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心

雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の言葉にある異文化を理解する心

近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心

琵琶湖とともに生き、自然を大切にしてきた近江人の環境を大切にする心

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～

本来、子どもたちは自ら育つ素晴らしい力を持っていますが、今日の子どもの状況を見るとき、規範意識や自己肯定感の低下といった心の問題等に起因していると思われる非行やいじめ、不登校などの問題が現れています。さらに、急速な情報化による無秩序な情報氾濫によって、無防備な子どもたちが巻き込まれる事件が起こるなど、子どもが持っている自ら育つという力が損なわれることが心配される状況になっています。

こうした中、滋賀が目指す人間像に向けて「教育」が果たすべき役割は、子どもたちが、自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力を身につけ、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさをも身につけられるようにすることであると考えます。

そのためには、子どもが「社会の宝」であることを強く意識し、滋賀県として、未来を拓く「人づくり」にしっかりと取り組むとともに、多様化する教育課題に対応するため、学校や家庭、地域、企業など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支えることが重要となっています。

さらに、常に自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技能を継続的に習得していくことが求められており、県民が生涯にわたって学習することのできる環境をつくっていく必要があります。

このことから、滋賀県では、教育の基本目標を「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」とし、基本目標を達成するため、次の3つの観点から教育施策を進めていくこととします。

子どもたちの「生きる力」を育む

社会全体で子どもの育ちを支える

学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

第3章 今後5年間に取り組むべき施策と目標

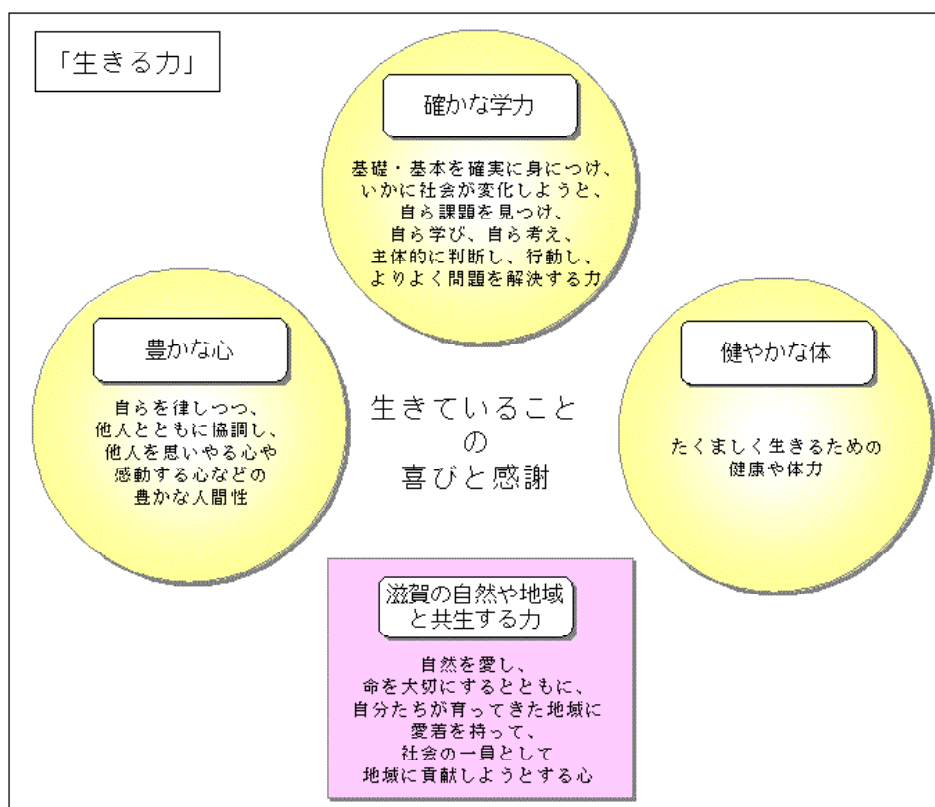
第3章では、「教育の基本目標」を達成するための3つの観点である「子どもたちの『生きる力』を育む」、「社会全体で子どもの育ちを支える」、「学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる」を柱に、今後5年間で取り組むべき教育施策を総合的に掲げます。

また、各施策の成果や達成度を測るため、平成25年度(2013年度)末において達成を目指す施策の成果を表す指標(成果指標)または事業実施の目標(事業目標)を示しています。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

「生きる力」とは、まず子どもたちが、生きていることの喜びと感謝を感じることから生まれます。

そのうえで、生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけられるよう、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育みます。また、「近江(淡海)の心」を受け継ぐ人を育てるため、「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むことを目指します。



1 「確かな学力」を育む

学力にかかわる様々な調査の結果から、日本の子どもたちは、自らの力で論理的に考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力、問題を発見し解決する力など、知識・技能の活用に課題があることが明らかになっています。

このような思考力・判断力・表現力等を育成するには、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につける必要があります。学校においては、少人数学級編制をはじめ、複数の複式学級（異学年の児童で編制される学級）を持つ小学校には教員を追加して配置するなどして、一人ひとりの能力や特性等に応じたきめ細かな指導に努め、指導方法の工夫・改善により、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図ります。

また、課題解決的な学習や探究的な学習により、子どもたちの学習に対する興味・関心や意欲を引き出し、主体的に課題に取り組み、よりよく問題を解決する能力の育成を目指すとともに、情報化や国際化の進展に対応する能力を育む教育を進めます。

さらに、外国人や障害のある子どもなど、特別な教育的ニーズのある子どもへの学習支援などの充実を図ることとします。

- (1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施
- (2) 課題解決的な学習や探究的な学習の充実
- (3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり
- (4) 情報活用能力の育成
- (5) 国際教育の推進
- (6) 外国人児童生徒への学習支援
- (7) 特別支援教育の推進

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管	
1	少人数学級編制の実施	<小> 1～3年 および他 の1学年 <中> 1年 (H20)					継続実施	教職員課	
2	「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し策定した学力向上策をもとに、授業改善に取り組む学校数	全公立小・中学校で学力向上策を策定 (H20)	全公立小・中学校で授業改善の取組を実施					継続実施	学校教育課
3	障害のある子どもについて「個別の指導計画」を作成している割合	小96.1% 中97.0% 高14.3% (H20)		小100% 中100% 高 20%			小100% 中100% 高 50%	学校教育課	
	「個別の教育支援計画」を作成している割合	小29.4% 中35.0% 高10.2% (H20)		小 60% 中 60% 高 20%			小 70% 中 70% 高 50%		

(1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育成するよう、各教科における指導方法の工夫・改善に努め、教育実践の充実を図るなど、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を進めます。

各学校においては、子どもたちの「確かな学力」を育むため、教科や学習内容によって、少人数の学習集団でのテーマ別指導、理解度や習熟度に応じた指導、興味・関心等に応じた課題学習、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導など指導方法を工夫し、きめ細かな指導の充実に努めてきました。また、子どもと教員との信頼関係を構築することで、活力ある学級・学習集団づくりにも取り組んでいます。

今後は、これらの取組を進めるとともに、平成19年度(2007年度)から実施されている「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し、課題の解決に向けて全公立小・中学校で策定する学力向上策をもとに、指導方法の工夫・改善を行い、さらなる教育実践の充実に努めます。また、家庭との連携を図りながら子どもたちの学習習慣が確立するよう配慮するなどして、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を進めます。

(2) 課題解決的な学習や探究的な学習の充実

課題解決的な学習や探究的な学習を展開することで、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力を育成します。

高等学校では、各教科において課題解決的な学習や探究的な学習を展開するほか、普通科、総合学科等では、「総合的な学習の時間」において横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫した教育活動を行ってきました。また、農業、工業、商業、家庭の各専門学科では、発展的な課題を生徒自らが設定し、個人またはグループによる継続的な学習を行うことや、職業資格に関連する専門的な知識・技術等の修得のための学習などを行う「課題研究」に取り組んできました。

また、小・中学校の新しい学習指導要領では、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組むだけでなく、子ども同士が協力し、考えや意見を出しあう協同的な学習に取り組むことがあげられており、体験的な学習や課題解決的な学習を進めることは今後もますます重要となります。

これらを踏まえ、各教科での知識・技能を活用する学習活動をさらに充実させるとともに、「総合的な学習の時間」や「課題研究」における教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な学習の質の充実を図ります。

(3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり

子どもたちの個々の状況や学校の実態に応じて、教育課程の工夫、指導方法や指導体制の改善、総合的な学習の時間の工夫を行うなど、特色ある学校づくりを進めます。

高等学校においては、類型やコースを設け、また、二学期制の採用、習熟度別クラス編成、インターンシップ、学校設定教科・科目の設定など創意ある教育課程の編成により、学校や生徒の実態に応じた指導体制の工夫・改善を行ってきました。また、各校の特色を明確にする「アクティブハイスクール支援事業」によって、高校教育の活性化を図っているところです。

また、中等教育の多様化に向けては、平成15年度(2003年度)から、県立高等学校3校に中学校を併設し、中高一貫教育を行っています。

さらに、小・中学校においては、地域や学校、子どもたちの実態やニーズに応じた教育課程の編成を行うとともに、指導方法や指導体制の改善、総合的な学習の時間の工夫等を行い、特色ある学校づくりに努めています。

今後も、共通性と多様性のバランスの観点から、すべての子どもに共通の教育を基本に置つつも、子どもたちの個々の状況や学校の実態に応じて教育課程を工夫するなど、特色ある学校づくりを進めることとします。

(4) 情報活用能力の育成

コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークを活用して、情報を的確に読み取り活用する力を高めます。

情報活用能力には、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3つの要素があり、発達段階に応じて、これらの能力をバランスよく育成する必要があります。また、高等学校では、教科「情報」を中心に総合的にメディアを利用するためのリテラシー^{*31}やコミュニケーション能力等を育成することとしています。

滋賀県は、教員のICT^{*32}活用指導力はほぼ全国平均並みと言えるものの、教育用コンピュータの整備状況や、普通教室の校内LAN^{*33}の整備率は全国平均を若干下回る^{*34}ことから、今後、教育用コンピュータや校内LANの整備を推進するとともに、教員の研修をさらに充実させ、ICTを利活用した授業の構築を目指します。

*31 主体的に読み解き、判断・選択し、使いこなす能力およびこの能力を身につけることをいし、読み書き能力とも訳されます。

*32 情報通信技術(インフォメーション & コミュニケーション テクノロジー)の略。広く普及した「IT」とほぼ同義ですが、ITに比べて、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確に表しています。

*33 ローカル エリア ネットワークの略。同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワークのこと。

*34 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(平成20年(2008年)3月調査)より。

(5) 国際教育の推進

自国の伝統・文化に根ざした自己の確立を図るとともに、異文化や異なる文化を持つ人々を受容し、共生することのできる態度や能力の育成を図るなどして、国際社会に貢献する人づくりを進めます。

国際化が進展している現代社会では、一人ひとりが自国の伝統と文化を知り、理解するとともに、他国との相互理解に基づく多文化共生という視点を持ち、国際社会の一員として自己を確立し、自分の考えや意見の発信を行い、主体的に行動することが求められています。

また、様々な人の中で、相互に理解し、共生していくためには、対話を通して、人との関係をつくり出していく力が求められます。そのためには、自分の考えや意見を自ら発信し、他者の主張を受け止め、議論をまとめあげ、具体的に行動することのできる態度・能力が必要となります。

そのため、外国語を含めた語学教育活動に力を入れるとともに、今日的な世界に共通する課題を子どもたちの身近な課題として学校の教育活動に取り入れたり、グループでの話しあい活動やディベート等の手法を取り入れたりしながら、コミュニケーション能力や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

(6) 外国人児童生徒への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対応するため、必要な学校に教員の追加配置や非常勤講師の派遣を行います。また、母語を介してコミュニケーションを図るなど、外国人児童生徒に対する学習支援等を充実します。

近年、南米国籍の日系人を中心に、就労を目的として来日する外国人が急増しており、学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒の数が増えています。特に来日直後の子どもたちは、地域や学校になじめないことがあるため、在籍する学校においては、国際理解教育担当教員等が中心となり、日本語指導や教科指導、また生活適応指導等を行っているところです。

今後も引き続き、必要な学校に教員を追加して配置したり、非常勤講師を派遣したりするとともに、母語を介して外国人児童生徒やその保護者と円滑なコミュニケーションが図れるよう体制を整備するほか、関係機関が連携して実態の把握に努め、生活、学習、進学、就職などについての支援にあたることとします。

(7) 特別支援教育の推進

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導および必要な支援を行います。

障害のある子どもたちの教育については、これまでから障害の程度等に応じて、きめ細かな教育を行ってきました。

さらに、近年、特別支援学校においては、地域における特別支援教育のセンター的機能の充実、様々な障害の子どもへの教育的ニーズに対応できる教員の専門性の向上、子どもたちが自立し社会参加できる力をつける指導の充実が課題となっています。

また、幼・小・中・高等学校に通う発達障害のある子どもへの教育的対応については、平成15年度(2003年度)から国の委嘱事業^{*35}を受けるとともに、平成16年度(2004年度)から滋賀県独自の事業を実施し、特別支援教育体制の整備に取り組んできました。引き続き指導および支援の充実が課題となっています。

一人ひとりの教育的ニーズを把握し、より適切な指導・支援を行うため、在籍する障害のある子どもについて、指導目標・内容・方法等を個別・具体化した「個別の指導計画」を作成するとともに、就学前から卒業後までをも視野に入れた、教育、福祉、医療、労働等の多角的な視点からの一貫した「個別の教育支援計画」の作成を進めます。

*35 政策に反映させることなどを目的に、国が経費を負担し、現場を持つ地方に実施を委ねる事業のこと。先進的な実践や調査研究等が対象となり、特に文部科学行政において活用されることが多い事業手法です。

2 「豊かな心」を育む

学校教育活動全体を通じて道徳教育を推進するとともに、発達段階に応じた様々な体験の積み重ねや繰り返し継続した活動、キャリア教育等を通して、一人ひとりが社会生活のルールや社会性を身につけるとともに、相手の身になって考えたり、人を思いやる心や感動する心などの豊かな心の育成を図ります。

- (1) 規範意識など社会性の育成
- (2) 勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す教育の推進
- (3) 思いやりの心の育成
- (4) 人権教育の推進
- (5) 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- (6) 情報モラルの育成
- (7) 文化・芸術に親しむ心の育成

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
4	中学生チャレンジウィーク～中学2年生5日間職場体験～	全公立中学校で実施 (H20)					継続実施	学校教育課
5	ヤングジョブセンター滋賀での若年者総合就業支援事業	支援による就職者 1,181人 (H20)		1,300人			就業に結びつく支援の継続	労政能力開発課
6	道徳の授業公開や講演会等を実施する割合	<小> 100% <中> 100% (H20)					全小・中学校で継続実施	学校教育課
7	子ども輝き人権教育推進事業	推進学区数 22中学校区 交流研修会 6ブロック (H20)					人権教育推進活動の内容の充実・推進学区から他の地域への活動の広まり	人権教育課

(1) 規範意識など社会性の育成

子どもたちに寄り添い自己存在感を感じさせながら、きまりを守ることやかかわりを大事にすること、倫理観や規範意識といった社会性を育むとともに、コミュニケーション能力を高めるなどして豊かな人間関係を育みます。

子どもたちの自立の遅れや規範意識の希薄化、さらには、いじめや非行の低年齢化、少年による凶悪事件の増加などが教育の重要な課題となっています。

そこで、自分を大切にするとともに他者も大切にすることを育みながら、他者と豊かにコミュニケーションを図ろうとする態度や、社会生活を送るうえで持つべき規範意識などの社会性を育むため、あらゆる学校生活の場で自己存在感を感じさせるとともに、学級や学校の一員としての自覚、共感的人間関係の育成に努めます。また、悩みや課題を抱えたり、学校生活になじめなかったりしている子どもたちの「心のサイン」を見逃さない対応などきめ細かな個別指導や相談・支援に努めます。

さらに、児童会・生徒会活動をはじめとして、集団活動を通して自発的・自治的に活動する能力を育成し、いじめのない明るく楽しい学校づくりを進めます。

(2) 勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す教育の推進

すべての中学2年生が5日間の職場体験を行う「中学生チャレンジウィーク」をはじめ、インターンシップや職業体験などの体験を重視したキャリア教育を推進します。

社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟に対応し、社会人・職業人として自立していけるよう、子どもたちに望ましい勤労観・職業観および職業に関する知識・技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、キャリア教育を推進します。

特に、中学2年生の5日間の職場体験「中学生チャレンジウィーク」は、平成19年度(2007年度)に県内すべての中学校で実施でき、実施後のアンケートにおいても高い評価が得られています^{*36}。

高等学校においても、企業と連携したインターンシップや職業体験の取組を進めており、今後も各発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

また、近年高い失業率や早い段階での離職、不安定就労の増加など、若い世代の自立に関することが課題となっていることから、若年層に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな就労支援に取り組めます。

*36 実施後のアンケートで、生徒からは「どの仕事も社会で役立つと思う。86.8%」、保護者からは「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する。95.2%」、教員からは「職場体験を通して生徒の新たな面を発見した90.4%」とそれぞれの立場から高い評価が得られました。

(3) 思いやりの心の育成

ボランティア活動などの体験活動を活かした道德教育を通して、思いやりの心や互いを尊重する態度を育み、社会の一員であることの自覚を高めます。

自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心、互いを尊重する態度などを身につけ、共生社会の一員として、社会に貢献しようとする心を育むことが重要です。

そこで、幼児教育においては、家庭や地域と連携して基本的な生活習慣を形成するとともに、生活や遊びの中で他者の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持ったり、「してよいこと」、「悪いこと」を判断するなどの道德性の芽生えを培うよう努めます。

また、各学校の特色を活かした道德教育が推進できるよう、校内研修会や授業研究会の取組を充実するとともに、ボランティア活動などの体験活動等を活かした道德の時間の工夫や、心に響く魅力的な教材の開発、活用に取り組みます。

さらに、学校の道德教育に地域の人々の参加・協力を求めたり、授業公開や心の教育講演会を開催したりするなど、学校と家庭、地域社会との積極的な連携に努めます。

(4) 人権教育の推進

子どもたちの人権感覚を育成するとともに、学校や関係機関等が連携を図る中で、子どもたちが自分と他者の人権をとともに大切にし、そのことを実践的な行動に結びつけられるよう人権教育を推進します。

子どもたちの中には、自分に自信を持てず、自分という存在を大切に思うことができないという子どもが少なくありません。また、人とかかわる経験や感動体験が乏しいことから、人の気持ちや痛みがわかりにくい子どもも増えつつあります。そうした子どもたちの多くに、いじめや不登校など、生活や学力・進路の面において、様々な課題も見られます。

すべての子どもたちが安心して生活できる環境をつくるためには、子どもたちの自尊感情を育み、コミュニケーション能力を培い、子ども同士のつながりを強めていくことが大切です。さらに、そのことを基盤にして、一人ひとりを大切にしながら、生活と学力を高め、進路指導の充実を図る取組を進める必要があります。

「人権教育推進プラン」（滋賀県教育委員会 平成15年(2003年)3月策定）に基づき、すべての子どもが自他の人権を大切にするとともに、そのことを実践的な行動に結びつけることができるよう、学校や幼稚園、保育所、家庭、地域、関係機関が交流し、連携した取組を推進します。

(5) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

「学校教育の場で男女の地位は平等である」と思う人は66.4%となっており^{*37}、高等学校や大学等への進学率について、男女の間にほとんど差はありませんが、進学する専攻分野について男女間に偏りがあります。

そこで、学校教育においては、滋賀県が作成する副読本を活用するなどして、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、将来の生き方について自ら考え、社会人として自立できる力を育てるとともに、子どもたちが主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行うこととします。

また、学校運営が、性別による固定的な役割分担意識を前提に行われることがないよう留意し、その考え方が保護者、地域住民がかかわる活動にも浸透するよう努めます。

社会教育においては、地域の青少年教育活動の指導者などに対して、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発を図ります。

(6) 情報モラルの育成

インターネットや携帯電話の適切な利用ができるよう、情報モラルの育成に努めます。

近年急激にインターネットや携帯電話が普及し、子どもたちには、高度情報通信ネットワーク社会に主体的に対応できる力が求められています。一方、インターネットのホームページや掲示板、携帯電話のメールやサイト上には人の心を傷つけるような書き込みや、性的・暴力的なものなど、目を背けたくなるような映像があふれており、また、出会い系サイトなどで子どもたちが被害を受けることもあります。

情報社会で正しい行動をとれるようにするためには、学校や家庭、地域における情報モラルの育成が必要不可欠です。そのため、各学校において、子どもの発達段階に応じて、インターネット上のルールやマナーを教え、危険回避、個人情報・プライバシーの取扱い、人権侵害や著作権の侵害にかかる対応などの「情報モラル」の育成に努めるとともに、学校における携帯電話の取扱いについて方針を明確にするよう指導します^{*38}。

また、保護者に対して、利用するときに守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを子どもたちに伝える必要があることを伝え、有害なサイトへのアクセスを自動的に制限するフィルタリングソフトを積極的に使用するよう啓発します。

*37 滋賀県「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(平成18年度(2006年度))より。

*38 滋賀県では、「携帯電話は学習活動に不必要なもの」として指導しています。

(7) 文化・芸術に親しむ心の育成

子どもたちが文化・芸術に触れ、感動体験を重ねることで、豊かな感性を育むとともに、様々な価値観を学び、多様な人々と豊かにかかわる力を育成します。

今日、メディアや視聴覚機器、情報機器等の発達はめざましく、文化・芸術を好きな時間に好きな場所で鑑賞することが可能となっています。これに伴い、子どもたちの文化・芸術に対する興味・関心は高まってきていますが、本物の文化・芸術に直接触れて感動したり、そのよさや美しさを味わったりすることを十分に行っているとは言えません。

そこで、幼児教育および学校教育においては、子どもたちの発達の段階に応じて、文化・芸術に親しむ心を育むとともに、感性を豊かにし、表現や鑑賞の能力を伸ばし、様々な価値観を学び、多様な人々と豊かにかかわる力を育成します。

また、学校や文化施設、地域等が連携することで、子どもたちが本物の文化・芸術に触れる機会を積極的に提供するよう努めます。

3 「健やかな体」を育む

学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培うとともに、メンタルヘルスなど健康に関する今日的な課題に対応するため、健康教育の充実を図ります。

また、知育、徳育および体育の基礎となる食育については、県民運動で取り組むほか、学校教育全体での積極的な推進を図ります。

(1) 体力向上と健康の保持増進

(2) 健康教育の推進

(3) 食育の推進

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
8	「全国体力・運動能力調査」の体力・運動能力値	-	初年度				全国平均値以上	スポーツ健康課
9	朝食摂食率 (朝食を毎日または大体食べる子どもの割合)	<小5> 97.5% <中2> 93.3% <高2> 88.4% (H20)			<小5> 100% <中2>課 97% <高2> 95%		100%	スポーツ健康課
10	学校給食において地場産物を使用する割合	21.9% (H20)		23%	25%		25%以上	スポーツ健康課

(1) 体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培います。

子どもの体力・運動能力は、全国的に昭和60年(1985年)頃から長期にわたり低下の傾向にあり、滋賀県の子どもたちの体力・運動能力も全国と同じく低下状況にあります。特に、走力や投力に課題があり、子どもの体力が少しでも上昇傾向に転じるよう、滋賀県では、平成18年度(2006年度)から「トライ95^{*39}」の取組を進め、平成19年度(2007年度)からは「小学生1日30分運動」を奨励しています。

また、学習指導要領の改訂で体育・保健体育の授業時数が増加したことから、今後とも教科指導の充実を図るとともに、中・高等学校の運動部活動において、積極的な外部指導者の活用に努めます。さらに、指導力向上のため、各種研修会等の充実を図ります。

平成20年度(2008年度)から実施されている「全国体力・運動能力調査」において、毎年全国平均値以上になるよう、体力・運動能力向上の取組のさらなる充実を図っていきます。

(2) 健康教育の推進

メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患を抱える子どもの増加、喫煙、薬物乱用、性に関する諸問題等の課題解決のため、健康教育の充実を図ります。

近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えています。生活習慣の乱れ、いじめや不登校などのメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患、薬物乱用、性に関する諸問題、感染症など新たな課題が生じており、これらの課題に対応するため、学校保健法が学校保健安全法と改められ(平成21年(2009年)4月1日施行)、組織的な保健指導や健康相談の充実、地域医療機関等との連携の強化が規定されました。

今後、滋賀県においては、健康づくりに関する啓発や必要な健康情報の提供を行うとともに、子どもの現代的な健康課題に適切に対応するため、「学校保健推進計画」を作成し、学校や家庭を中心に、地域の関係機関等との連携を強化した組織体制の構築を図り、健康教育の推進に努めます。

*39 子ども体力・運動能力向上のための取組。「びわこ国体」が開催された昭和56年(1981年)の体力・運動能力平均値の95%を目標としています。

(3) 食育の推進

食を通して健やかな心身と豊かな人間性を育むことを目的とした食育は、知育、徳育および体育の基礎となるべきものととらえ、県民運動で取り組むほか、学校教育全体で積極的な推進を図ります。

今日、子どもたちの「食」を取り巻く状況は大きく変化しており、食生活上の問題は、子どもたちの心や体の発達に影響を及ぼす可能性があります。

滋賀県では、平成17年度(2005年度)から食に関する指導研修会や栄養教諭の配置、食育推進モデル事業等の取組を進め、朝食摂食率や学校給食に地場産物を利用する割合は上昇してきました。

また、子どもたちが農業への関心を高め理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを体験的に学ぶ「農からの食育」を推進するため、県内小学校で農業体験事業に取り組んでいます。

今後「滋賀県食育推進計画～まるごと“おうみ”いただきますプラン～」に基づいて、食育を県民運動として進めるほか、各学校における食育推進体制の確立や食に関する指導の充実、「食育の日」の取組や体験活動等を通じて、さらなる食育の推進を図るとともに、地場産物を取り入れた学校給食の実施に努めます。

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

滋賀県が有する豊かな自然や、優れた文化財、地域の行事、滋賀の先人の教えといった伝統や芸術など多彩な文化を子どもたちの教育に活用することで、自分たちが育ってきた地域に愛着を持ち、社会の一員として地域に貢献しようとする態度を養います。

また、子どもたちのたくましく生きる力を育むため、幼少時からの自然体験活動を進めるほか、「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」や多様な主体が実施する滋賀らしい環境教育・環境学習の取組を進め、子どもたちが自然と共生する力を育みます。

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

(2) 自然体験活動と実践的な環境教育の推進

(3) 環境保全意識の醸成

(4) 環境学習の取組の支援

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
11	郷土の歴史、文化や人物等を取り上げた副読本や資料集の活用	副読本や資料集を全小・中学校に配付（～H20）	副読本や資料集を全小・中学校で活用				継続実施	学校教育課
12	びわ湖フローティングスクール事業「湖の子」	全小学校で実施（H20）				継続実施	びわ湖フローティングスクール	
13	森林環境学習「やまのこ」事業	小学校202校で実施（H20）	全小学校で実施				継続実施	森林政策課
14	環境教育の先進的取組を推進（環境教育モデル校）	小・中・高等学校30校をモデル校に指定（H20）				継続実施	学校教育課	
15	「ごみゼロの日」、「びわ湖の日」、「県下一斉清掃の日」にあわせた環境学習や環境美化活動等の実施率	<小・中> 98.2% <高> 100% (H20)				すべての学校で実施	学校教育課	

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

地域資源を教育に活用することで、自分たちが育ってきた地域に愛着を持ち大切に守り育もうとする心とともに、地域に貢献しようとする態度を養います。

滋賀県は、琵琶湖をはじめとして、里山、川など豊かな自然を有するとともに、優れた文化財が地域で守られ、伝統行事が数多く伝えられるなど、子どもたちが地域資源に触れる機会に恵まれています。また、工芸品、農産物や時代の変化に伴い新たな感性で創造される多彩な芸術や滋賀の先人の教えといったものなども含めて、こうした地域の文化力を活かした教育こそ、滋賀の個性であると言えます。

これらの地域資源を教育活動に活かすため、平成19、20年度(2007、2008年度)の2年間、小・中学校を対象に、郷土の歴史、文化や人物等を取り上げた副読本や資料集を配付しました。

今後は、副読本等の活用を促し、実践事例について学校間で交流したり、家庭で自分たちが住む地域について学習したことを話しあったりしながら、子どもたちがさらに地域について考え、地域のよさについて深く学べるよう取組を進めます。

また、博物館等の施設や文化財の保存修理・発掘調査の現場など様々な場で、地域の歴史や文化を学習する機会を設けたり、文化ホール・美術館等の文化施設から学校に向くなどして、子どもたちが多彩な文化に触れるよう努め、郷土への理解と愛着を深め、地域文化を大切に守り育もうとする心や地域に貢献しようとする態度を養います。

(2) 自然体験活動と実践的な環境教育の推進

たくましく生きる力を育むために、幼少時からの自然を活用した体験活動を進めるとともに、小学校での「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」をはじめ、身近な産業や暮らしなどにも着目した、体験に基づく実践的な環境教育に取り組みます。

滋賀県では、子どもたちが感性を磨き、自立心や協調性を育めるよう、豊かな自然を活用した体験活動を進めてきました。また、環境教育についても、体験に基づく実践的な学びを重視しています。

小学校の環境教育の中核となるのが「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」です。これまでの25年間に、約40万人の小学5年生が学習船「うみのこ」に乗船し、琵琶湖の自然に触れ、環境に配慮した生活をしようとする意欲や態度を育んできました。

また、森林環境学習施設やその周辺の森林での体験学習により、子どもたちの森林への理解と関心を深める「森林環境学習『やまのこ』」、農業体験事業、学校ビオトープ⁴⁰の活用などを行っており、今後も自然を活用した体験活動により、子どもたちのたくましく生きる力を育むとともに、身近な産業や暮らしなどにも着目した、体験に基づく実践的な環境教育に取り組むこととします。

*40 ビオトープとは、元々は野生の動植物が育ち、暮らす場所を指した言葉です。子どもたちが自然の営みを身近に感じられるようにと、学校内に人工的につくられるものを学校ビオトープといい、近年小学校を中心にビオトープづくりが盛んに行われています。

(3) 環境保全意識の醸成

子どもたちが、人間の活動と環境のかかわりについて理解と認識を深められるよう、学校のカリキュラムに環境学習を位置づけ、県立施設等で子どもたちが環境について学ぶ機会をつくるほか、環境保全のための自主的な活動を支援します。

母なる琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然や身近な環境、地球全体を視野に入れた環境に関する学習を通じて、人間の活動と環境のかかわりについて理解と認識を深め、環境を大切に作る心や、環境問題を自らの問題とし、その解決に向けて正しい判断で行動できる能力の育成を図ります。

各学校においては、「総合的な学習の時間」など学校のカリキュラムの中に環境学習を位置づけ、小学生向け、中学生向け、高校生向けにそれぞれ編集された環境教育副読本等を活用しながら、環境保全意識の醸成に努めます。

また、県立施設等で子どもたちが環境について学ぶ機会をつくるほか、子どもたちに地域の環境学習や環境保全の活動に積極的に参加するよう促し、また、環境保全のための自主的な活動を支援していきます。

(4) 環境学習の取組の支援

多様な主体が実施する環境学習を充実させるため、滋賀県環境学習支援センターの運営等を通じて、環境学習の取組を支援するとともに、関係機関等の連携を図ります。

近年、学校、団体・NPO、企業、行政等によって、多様な環境学習の取組が行われています。

滋賀県では、これらの取組がより効果的かつ適切に実施されるよう、環境学習を推進するための拠点としての機能を担う滋賀県環境学習支援センターを平成17年(2005年)6月に設置しました。

今後も、滋賀県環境学習支援センターの取組をはじめとして、普及啓発、情報の提供、交流の機会の提供、指導者となる人材の発掘・育成や環境学習プログラムの整備等を通じて、環境学習の取組を支援するとともに、連携・協力の仕組みを確立し、関係機関等の連携強化を図ります。

5 信頼される学校をつくる








学校の持つ知識や人材、施設等の教育資源を活かし、県民を対象とした講座の開設など学習機会の提供や学校施設の開放を進めます。

学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などについて、地域住民等から選任された学校評議員などの外部からの意見を聞くことを通じ、理解や協力を得ながら、地域に根ざした特色ある教育活動を展開します。

また、家庭や地域、県民等に対して説明責任を果たすため、積極的に学校情報の提供を行うとともに、学校評価を実施し、その結果を公表するなど、開かれた学校づくりに努めます。

- (1) 地域に根ざした学校づくり
- (2) 学校運営の改善
- (3) 学校施設の整備
- (4) 安全・安心な学校・地域づくり
- (5) 修学の経済的支援
- (6) 私学教育の振興

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
16	学校支援ディレクターがコーディネートした学校数	27校 (H20)		40校			50校	生涯学習課
17	学校評議員制度	全県立学校で実施 (H20)					継続実施	学校教育課
18	学校評価の実施	全県立学校で実施 (H20)					継続実施	学校教育課
19	県立学校施設の耐震化率	65.4% (H20)					(H29 100%)	教育総務課
20	スクールガード（学校安全ボランティア）の登録者数	26,954人 (H20)	26,000 人体制の維持				26,000人体制を維持し活動を充実	スポーツ健康課

(1) 地域に根ざした学校づくり

学校と地域を結ぶ体制を充実させるとともに、学校施設の開放や学習の機会の提供などを通して、学校と地域がともに支えあい、発展しあう関係を深めます。

学校自らが持つ人的、物的教育資源を県民に開放し、多種多様な学習の機会を提供することにより、地域に根ざした生涯学習機関としての役割を果たすことが求められています。

そこで、学校の持つ知識や人材、施設等の教育資源を活かし、県民を対象とした講座の開設など学習機会の提供や学校施設の開放を進めます。

また、学校の教育方針や教育活動等を保護者や地域に情報提供するとともに、地域の人々、団体・NPO、企業等との連携を進めるため、窓口として各校の教員の中に学校と地域を結ぶコーディネーター担当者を置き研修を行います。さらに、学校と学校を支援する側の両者のニーズを把握しコーディネーターする「学校支援ディレクター」を置くなどして、地域に根ざした学校づくりを進めます。

(2) 学校運営の改善

積極的な学校情報等の提供、学校評議員制度や学校評価の導入により、学校の教育方針や活動について、地域住民等外部からの意見を聞くことで、学校への理解や協力を得ながら教育活動を主体的・積極的に展開し、学校運営の改善に取り組みます。

教育活動等の成果と課題を検証し、学校運営の改善を行うとともに、学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが必要となっており、平成19年(2007年)の学校教育法、学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価^{*41}の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が設けられました。

これにより、すべての学校では適切な教育課程を編成・実施したうえで、子どもたちの学習状況や教育課程の実施状況等について学校評価を行うとともに、結果の公表と設置者への報告を行うことになりました。このことを通して、保護者、地域住民等との連携のもと、学校運営の工夫・改善に努めます。

また、県立学校においては、平成20年(2008年)3月に滋賀県立学校の管理運営等に関する規則を改正するとともに、滋賀県立学校学校評価実施要綱を策定し、平成20年度(2008年度)からは、それらに基づき自己評価・学校関係者評価を実施し、公表しています。

*41 「自己評価」については、「自ら評価を行い、その結果を公表するものとする」(学校教育法施行規則第66条第1項)とされ、「学校関係者評価」(保護者などの学校の関係者による評価)については、「評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする」(同規則第67条)とされています。

(3) 学校施設の整備

学校施設の耐震化や不審者の侵入防止など、安全で安心な教育施設の整備を進めます。

学校施設は、子どもたちが多くの時間を過ごす「学習の場・生活の場」であると同時に、非常災害時には多くの学校が地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、特に耐震対策に重点的に取り組む必要があります。

県立学校については、平成16年(2004年)3月に策定された「滋賀県地震防災プログラム」(平成21年(2009年)3月改訂)において「防災上特に重要な県有施設」と位置づけしており、当プログラムに従って、着実に耐震化を進めることとします。

また、これまでに引き続き学校施設への不審者の侵入を防ぎ、子どもたちの学校内の安全を確保するための施設改善や、老朽施設の機能改善・バリアフリー化などの教育環境の質的向上を図り、安全で安心な教育施設の整備に努めます。

市町立学校や私立学校については、設置者が耐震改修など必要な施設整備をする際に、国の補助制度の活用等について啓発・助言に努めます。

(4) 安全・安心な学校・地域づくり

子どもたちが事件や事故の被害に遭わないよう、教職員等の危機管理意識の高揚や、地域と連携した見守り体制の構築に努めるほか、子どもたちの危険回避能力の育成を図ります。

近年、全国的に子どもたちが被害者となる犯罪や事件が多く発生していることから、滋賀県では各種指針・マニュアル等^{*42}に基づいて、子どもたちの安全確保に努めています。

今後、危機管理マニュアルの点検見直しや学校安全計画の作成を通じて、各学校における安全管理のチェック体制を強化するほか、教職員を対象とした研修会の開催などを通じて危機管理意識の高揚を図り、さらなる安全確保に努めます。

また、スクールガード(学校安全ボランティア)、子ども安全リーダーの養成や活動支援を行うなど、学校、家庭、地域、企業等が連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。

子どもたちが自らの身の安全を守れるよう、生活安全、交通安全および災害安全の3領域の安全教育を充実し、知識の習得をはじめとする危険回避能力の育成を図ります。

*42 「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」に基づき、学校等における安全確保や防犯に留意した施設等の整備を図り、安全なまちづくりを推進するため、「公立の学校における侵入者による犯罪を防止するための指針」、「私立の学校における侵入者による犯罪を防止するための指針」、「通学路等における児童生徒等の安全の確保に関する指針」等の各種指針を定めています。

(5) 修学の経済的支援

経済的な理由によって高等学校等で学ぶことが困難な生徒のため、修学資金の貸付や授業料の減免などの修学支援を行います。

滋賀県では、高等学校等に修学を希望する子どもが、経済的な理由で修学を断念することがないように、必要に応じて修学資金等の貸付を行っています。

また、県立高等学校（全日制・定時制）の授業料負担が困難な場合は、家計の状況により授業料の全額または半額の免除を行い、私立高等学校については、学校法人への助成制度を通じて、経済的な理由により授業料負担が困難な保護者に対して、授業料の軽減を行っています。

今後もこれらの修学支援制度が、必要とする子どものために確実に活用されるよう、周知に努め、手続き等制度の改善に努めます。

(6) 私学教育の振興

学校運営の支援などにより、公教育の一翼を担う私学教育を振興します。

滋賀県内には、幼稚園24園、小学校1校、中学校5校、高等学校11校、短期大学4校、大学7校、専修学校17校、各種学校7校の私立学校があり^{*43}、それぞれ独自性・多様性を発揮して特色ある教育活動を展開しています。

公教育の一翼を担う私立学校は、重要な役割を果たしていることから、私立の幼・小・中・高等学校を設置する学校法人に対して、学校経営の健全化、教育条件の維持向上および修学上の経済的負担の軽減を図るために、学校の経常経費に対して助成を行っています。

また、私立高等学校が、経済的な理由により授業料負担の困難な保護者に対して授業料の軽減を行った場合、その学校法人に対し助成制度による支援を行っています。

今後も、これら私学助成制度を通じて、私学教育の振興を図ることとします。

*43 平成21年(2009年)4月1日時点の数で、休園、休校は含みません。

6 教育力を高める

滋賀の教育を中心となって担う教員の能力向上は、日々の教育活動を支える不易の取組であり、不断の努力が求められます。教員一人ひとりの教育力を向上させ、学校の組織としての力を高め、子どもたちへの教育にあたります。

また、教育上の困難な課題に対して、学校が組織として、また教職員同士や専門家、地域等と連携して対応できるよう、サポートする体制を整え、教職員の負担を減らすとともに、教員を志す人が多く生まれるようやりがいのある職場づくりに努めます。

- (1) 教員の実践力の向上
- (2) 優秀な人材の確保
- (3) 教職員の適正な配置
- (4) 人事評価制度の導入
- (5) 組織・チームの教育力の向上
- (6) 教職員の健康管理

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
21	総合教育センターの研修講座に対する受講者の満足度（全研修講座5点満点の平均）	4.56 (H20)					より高い点数を目指す	総合教育センター
22	「滋賀の教師塾」卒塾者数	124人 (H20)					200人	教職員課
再掲	学校支援ディレクターがコーディネートした学校数	27校 (H20)		40校			50校	生涯学習課

(1) 教員の実践力の向上

教員の職務や経験の程度に応じた研修を体系的に実施するほか、教員の人権意識を高め、感性に訴える教材やプログラムを開発するなど、効果的な研修の実施に努め、教員の実践力の向上を図ります。

初任者研修では、教職として基礎・基本を学び見識を高めるとともに、授業力向上研修など、現場ですぐに役立つ実践的な研修となるよう企画運営しています。教職2年目教員には、授業力の向上と保護者との適切な連携についてのスキル習得を目指して、教職6年目教員には、社会的視野の拡大および対人関係能力の向上を目指して5日間の職場体験による研修を実施、10年経験者研修では、教科指導や生徒指導における指導力のさらなる向上と専門性や得意分野の伸長を目指しています。

このように、経験の程度に応じた研修や職務に応じた研修を実施するほか、希望者を対象に、教科の指導力の向上や専門知識の習得を目指して希望研修を開講しています。

さらに、新しい教材や指導法、地域資源を活用した教育プログラムなどの開発に取り組み、研究成果の普及に努めるほか、教員自らが、絶えず人権感覚を磨くなど資質の向上に努めるよう働きかけており、今後は、年度ごとに研修体系や研究内容等を見直し、常に教育の今日的な課題と現場のニーズに応じた効果的な研修・研究となるよう改善を図っていきます。

また、指導等に課題がある教員に対しては、管理職等が早期に指導にあたることとし、改善が認められない場合は、指導改善研修の対象として指導力の回復を図るなど、資質の向上に努めます。

(2) 優秀な人材の確保

教員を志望する大学生等を対象に「滋賀の教師塾」を開設するなど、優秀な人材の確保に努めます。

「教育は人なり」と言われ、優秀な人材の確保は滋賀の教育力向上の礎となります。

今後、小・中学校教員の定年退職者数が増加していく中で、教員の新規採用数等の増加が見込まれ、実践的な力量を持つ優秀な人材を確保することが差し迫って重要な課題となっています。

このため、滋賀県では平成19年度(2007年度)から「滋賀の教師塾」を開設し、教員を志す強い意欲と情熱を持った学生に対し、大学での専門的な学びの上に、学校現場での具体的な事例を学ぶ機会を設けることなどによって、実践的な指導力や使命感等を持つ人材の育成に努めています。

また、平成20年度(2008年度)からは、経験の浅い臨時講師、非常勤講師、社会人や通信制で学ぶ者を対象としたコースを新たに開設し、より一層幅広く人材の育成に努めることとしました。

今後とも、「滋賀の教師塾」を有効に活用するなどして、多くの若者たちに滋賀県の教育の魅力を伝えることにより、滋賀県での教員志願者の増加を図るとともに、優秀な人材の育成・確保に努めます。

(3) 教職員の適正な配置

教職員一人ひとりの特性を活かし、それぞれの能力が十分に発揮できるよう、全体的立場から適材適所の人事配置を行います。また、学校の組織運営および指導体制の充実を図るため、副校長等の新しい職の活用について、引き続き検討を進めます。

適材適所の人事配置を行うため、教職員の異動にあたっては、公正さを維持しつつ、社会情勢の推移や教育改革の推進を踏まえながら、教職員一人ひとりの特性を活かし、それぞれの能力が十分に発揮できるよう、全体的立場から適正な配置を行い、組織の充実と刷新に努めています。

また、副校長等の新しい職の配置は、学校の組織運営や指導体制を充実させることにより、学校を活性化させるとともに、業務の効率化を図り、ひいては教員の負担を軽減し、子どもたちと向きあう時間の拡充を目指しています。その中で、特色ある学校づくりの推進などにつながることを期待し、平成20年度(2008年度)からは主幹教諭を、平成21年度(2009年度)からは副校長を配置しています。主幹教諭については、小学校11校、中学校11校、特別支援学校5校に各1名、計27名、副校長については、高等学校4校、特別支援学校2校に各1名、計6名の配置となっています。

今後は、新しい職の配置の成果を検証していくとともに、有効活用していけるよう引き続き検討を進めます。

(4) 人事評価制度の導入

教職員一人ひとりの努力や実績を適正に評価し、教職員の能力や意欲の向上に結びつける新しい人事評価制度の早期導入に努めます。

教職員の新しい人事評価制度については、平成17年度(2005年度)の公立学校11校での試行を経て、平成18年度(2006年度)から全校で試行をしています。教職員の資質、能力や意欲を向上させるとともに、人材育成を進め、学校組織を活性化するという制度の目的を実現するためには、教職員の努力や実績を適正に評価し、人事や処遇等に活用できるシステムであることが必要です。なお、この制度の構成は、目標によるマネジメントと業績評価の2本立てとしており、より公平・公正なシステムとなるよう、「学校の組織運営に関する調査研究委員会」による検証を踏まえながら、試行を継続しているところです。

今後は、調査研究委員会の議論を踏まえながら、定期的な評価者研修会を充実・継続し、苦情処理制度など必要な制度の整備を推進するなど、本格実施に向けた検討を進めます。

(5) 組織・チームの教育力の向上

教育上の困難な課題に対し、複数の教職員や専門家等が連携して取り組むほか、地域が学校を支える仕組みづくりを進めます。

学校が抱える問題は複雑多岐にわたるとともに深刻化・広域化しています。これらの課題に対応するため、教職員一人ひとりの能力の向上を図るだけでなく、各学校において生徒指導体制や教育相談体制の充実を図り、学校の組織としての力を向上させることとし、また、必要に応じて複数の教職員や専門家等を含めたチームにより、課題の解決にあたることとします。

また、学校だけでは抱えきれない課題も多く発生していることから、学校と保護者や地域、警察や福祉機関といった関係機関との有効な連携を進めるほか、学校の運営や教育活動を支援したり、子どもの登下校中の安全確保の取組へ協力するなど、地域の人材が学校で活躍し、学校を支援する体制の推進に努めます。

(6) 教職員の健康管理

教職員が心身の健康とゆとりを持って子どもたちと向きあえるよう、健康管理に努めるとともに、特にメンタルヘルス対策の総合的・体系的な取組を進めます。

教職員を取り巻く職場環境は、業務の多忙化やストレスの増加など様々な課題が発生しており、こうした環境の中での的確に職務を遂行するためには、教職員一人ひとりが心身ともに健康でその能力を十分に発揮できる職場環境づくりが何よりも大切です。

こうしたことから、教職員の健康管理については、疾病の予防や早期発見・早期治療につなげるとともに職務上の適切な配慮を行うため、健康診断の的確な実施に加え、事後措置、保健指導を適切に実施していきます。

また、長時間労働は疲労の蓄積をもたらす重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患やうつ病など、心身に大きな健康障害をもたらすことから、時間外労働を縮減するよう、教職員の意識改革を図り、業務の見直しや計画的な学校経営に努めることはもとより、長時間の時間外労働を行った教職員の健康状態を把握するための医師による面接指導を着実に実施していきます。

特に、メンタルヘルス対策については、教育・啓発、相談機能の充実や速やかで確実な職場復帰への支援など、一次予防（予防）、二次予防（早期発見・早期対応）、三次予防（職場復帰・再発予防）の各種の支援を総合的・体系的に行っていきます。

2 社会全体で子どもの育ちを支える

「家庭教育はすべての教育の原点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。

社会全体で取組を進めるうえで、子どもを持つ人も持たない人も、すべての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的なかわりを持っていく必要があります。「子によし」、「親によし」、「世間によし」の「子育て三方よし」のメッセージを発信しながら、明日の滋養を担う子どもの育ちを支える気運の醸成を図ります。

また、事業の実施にあたっては、ユニバーサルデザイン^{*44}の視点に立ち、取り組むこととします。

(1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり







(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり

(4) 子どもの読書活動の推進

(5) 子どもの体験活動の推進

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
23	家庭教育協力企業協定の締結企業数 (企業内家庭教育促進事業)	747社 (H20)		1,000社			1,200社	生涯学習課
24	通学合宿開催数	45箇所 (H20)		50箇所			50箇所	生涯学習課

*44 ユニバーサルデザインとは、建物や製品、サービスや社会の仕組みなどを、誰もがどのような状態でも、年齢や性別、ことばの理解度、障害や病気のあるなしなどにかかわらず、利用しやすいようにしていくことをいいます。

(1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり

すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進、多様で良質な保育サービスの提供や子育てに伴う経済的負担の軽減など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

近年の核家族化や都市化の進行により親族や地域のかかわりが希薄化し、子育てに対する支援が受けにくくなるなど育児が孤立する状況が進んでいます。こうした中で、家庭における育児の不安感や負担感が大きくなっており、子育てを地域の様々なかかわりの中で支えていく必要があります。

このため、すべての子育て家庭を対象とした地域子育て支援拠点の設置、保育所における待機児童の解消、多様な働き方に対応した保育サービスの充実、認定こども園制度^{*45}の活用などを促進するとともに、地域における新たな子育てネットワークづくりを進めながら、きめ細かな子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

虐待防止など子どもの人権を保障していく取組や、非行防止、立ち直り支援、インターネット上等の有害情報から守る取組など、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

現在の子どもの置かれている状況を見ると、児童虐待の急増をはじめ、いじめや不登校などが深刻な問題となっています。

こうしたことから、児童虐待を防止するための総合的な対策や子どもに関する様々な相談・支援体制の充実を図るなど、子どもの人権を保障していく取組を推進します。

また、青少年の非行防止と健全育成を図るため、不良行為少年への継続指導や保護者への助言、被害少年の保護の充実を図り、関係機関との連携を図りながらサポートを行います。

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が販売されていることなどを踏まえ、青少年の健全育成に関する条例に基づき厳格な対応を行うなど、有害環境の浄化対策を推進します。

^{*45} 保護者が働いている、いないにかかわらず子どもを受け入れて、教育と保育を一体的に行い、併せて地域におけるすべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備える施設を都道府県知事が認定する制度のこと。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、平成18年(2006年)10月にスタートしました。

(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり

地域の人々、団体・NPO、企業等が連携した取組や県民意識の醸成など、家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくりを進めます。

また、企業や事業所等で、家庭教育について学ぶ機会や子どもの職場体験の場の提供、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに向けた取組等が展開されるよう啓発します。

教育の原点である家庭教育や子育てを支援するため、企業や事業所等において、家庭教育に関する学習機会の確保や子どもの育ちにかかわりやすい環境づくりに取り組みられるよう働きかけており、家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくりについての理解が広がりつつあります。

さらに、仕事と子育ての両立を実現するための職場環境づくりが進むように働きかけていくとともに、地域の人々や団体・NPO、企業等が子育て中の家庭にかかわり、支援する仕組みづくりに努めます。

また、地域で、保護者や地域の人同士が子育ての経験や悩みを気軽に語りあえる場づくりや、家庭教育の支援にかかわる人材育成の取組を進めます。

(4) 子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもが感性や想像力等を豊かにし、生きる力を身につけていくうえで必要なものであり、学校や家庭、地域において子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう取組を進めます。

滋賀県においては、平成17年(2005年)2月に「滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

今後も、子どもの自主的な読書活動に資するため、学校、家庭、地域それぞれが相互に連携・協力して、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、必要な体制の整備・充実に努めます。

また、子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図ります。

(5) 子どもの体験活動の推進

学校や地域において、体験を通じてたくましく生きる力を育めるよう、社会、自然、文化などの幅広い体験活動ができる仕組みづくりや体験活動の充実に向けた環境整備を進めます。

これまで、地域の様々な人々により構成される地域教育協議会の設置や子どもの体験活動にかかわる人材の育成を行うとともに、安全に体験活動を行うための研修会を開催するなど、子どもの体験活動の機会と場の充実に取り組んできました。

今後も、自然体験活動、職場体験活動、農作業等の体験、文化芸術体験や集団宿泊体験など子どもたちに幅広い体験の機会を提供する取組を進めることとします。













また、地域の実情に即して、放課後や週末等に地域住民が協力・支援する多様な体験活動が一層活発に行われるよう、研修会の開催や情報提供などに努めます。

3 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

県民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学び、この学びの成果を自らの生活や仕事に活かすことによって、心豊かでいきいきと自立した人生を築くとともに、世界的な視野を持って、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく「生涯学習社会づくり」を目指します。

- (1) 学習環境の整備と活動支援
- (2) 社会の課題についての県民意識の醸成
- (3) 地域共生の仕組みづくり
- (4) 健康づくりと生涯スポーツの振興
- (5) 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実

【成果指標・事業目標】

	指標・事業	実績	H21	H22	H23	H24	H25	所管
25	県民1人が年間に借りている図書冊数	9.4冊 (H20)		10冊			11冊	図書館
26	滋賀県学習情報提供システム「におねっと」へのアクセス件数	356万件 (H20)		410万件			500万件	生涯学習課
27	総合型地域スポーツクラブの活動の充実	11市5町に 42クラブ 設立 (H20)		各市町に少なくとも1つのクラブ設立			運営や活動内容の充実・健全な自立	スポーツ健康課
28	スポーツを行っている県民の割合(週1回以上のスポーツ実施率)	45.2% (H20)		50%以上			50%以上	スポーツ健康課

(1) 学習環境の整備と活動支援

学習情報の提供や学習相談、視聴覚教材の貸出、県内の図書館ネットワークの充実などにより、県民の生涯学習支援に努めるとともに、公民館、図書館等の社会教育施設が、活用しやすい学びの拠点となり、県民の積極的な活動が図られるよう支援します。

「学びあう楽しさ 生かし役立つ喜び」あふれる生涯学習社会づくりを目指して、県内の公民館、図書館等の社会教育施設において、多様な学習機会が企画・提供されるなど、生涯学習の取組が推進されています。

こうしたことから、何らかの学習活動に取り組む県民は65.6%と、全国平均47.7%よりも多く、年々増加する傾向にあります^{*46}。

今後も、学校・大学や団体・NPO、企業、社会教育施設および行政等による生涯学習の取組に関する県内の情報の一元的な提供に努め、県民の生涯学習に関する多様なニーズに対応できる情報システムの構築と運用を進めながら、学習の進め方や方法、資料等について相談できるよう、相談窓口の充実に努めます。

(2) 社会の課題についての県民意識の醸成

各種学習機会の充実などにより、消費者教育や防災・防犯、交通安全などよりよく生活するために必要な知識や情報を県民に提供するとともに、環境、人権、男女共同参画、多文化共生、平和など社会の課題についての県民の学びを支援します。

滋賀県では、学習活動の目的を「自分の楽しみや生きがいのため」と回答する人が半数近くありますが^{*47}、これからの生涯学習は、個人としての趣味・教養の学習にとどまらず、地域住民として様々な今日的課題や地域課題について学習し、その学習成果を地域や社会に還元していくことが求められています。

そこで、地域において、自然環境の保全、人権、文化の継承・創造、まちづくりや安全など、様々な課題に対応していくための主体的な学習活動の機会や場を充実するとともに、地域の資源（人材・伝統文化・環境等）などを活用した特色ある取組を支援し、他の地域への事例紹介などの情報提供に努めます。

*46 滋賀県「生涯学習県民意識調査」(平成17年(2005年)2月)/内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成17年(2005年)5月)より。

*47 滋賀県「生涯学習県民意識調査」(平成17年(2005年)2月)より。

(3) 地域共生の仕組みづくり

県民一人ひとりが、社会の一員として、相互に理解し受容する共生社会の仕組みをつくるため、地域で活躍する人材の育成や社会貢献活動の促進を行います。

年齢や性別、障害の有無や国籍などに拘わらず、県民一人ひとりが、社会の一員として、地域の中で自己を確立し、発信し、主体的に行動できるよう、相互に理解し認めあう共生社会の仕組みをつくるため、地域で活躍する人材の育成や社会貢献活動の促進を行います。

また、企業・事業所等に対して、障害者への理解を求め、雇用の促進や就業上の配慮を行うよう求めていきます。

(4) 健康づくりと生涯スポーツの振興

県民の健康づくりを進めるため、啓発や健康情報の提供などを行い、ライフステージに応じた自主的な健康づくりの取組を進めるとともに、豊かなスポーツライフの実現に向け、生涯スポーツの普及に努めます。

県民が生涯にわたっていきいきと活力ある人生を送ることができるよう、健康づくりに関する啓発や必要な健康情報の提供を行い、ライフステージに応じた健康づくりを学習する機会を充実させ、県民の主体的な健康づくりの活動を進めます。

そこで、スポーツを通じた健康づくりの視点からは、滋賀県生涯スポーツ振興計画「滋賀のスポーツデザイン2010」に基づき、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しめる「総合型地域スポーツクラブ」の活動が充実するよう支援します。

また、滋賀県にかかわりのある選手が世界や全国で活躍することで、多くの県民に夢と誇りを与え、スポーツ活動への参加を促すことができるよう競技力向上にも努めます。

あわせて、関係機関と連携し、障害者スポーツの振興を図ることとします。

(5) 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実

国宝・重要文化財の保有件数が全国第4位であり、多くの文化財が地域に存在するといった滋賀の特性を活かして、歴史文化資産を教育・学習分野で活用し、県民が歴史文化に親しむ機会を充実するとともに、多彩な文化に触れられるよう、文化ホール、美術館、博物館等において特色ある事業展開に努めます。

文化財は地域の文化を今に伝えるものであり、未来に向けて継承していくためには、県民が地域の文化財に親しみ、その価値を理解していくことが必要であると考えます。このため、建造物修理や埋蔵文化財発掘などの現場説明会を実施するほか、文化財連続講座や博物館講座、歴史講演会等を開催するなど、文化財の活用を柱に、滋賀県や身近な地域の歴史文化をより深く理解する機会の提供に努めてきました。

今後もNPOや様々な団体と協働して文化財を守ることにより、新しい地域づくりの礎になるよう、文化財の公開や啓発活動などの取組を進めます。

また、文化ホール、美術館、博物館等の文化施設においては、県民が多彩な文化に触れ、地域への理解を深められるよう、それぞれ特色ある事業展開に努めることとします。

第4章 計画推進のために必要な事項

第4章では、計画推進にあたって、各施策をより効果的に推進するために必要な事項について示します。

1 学校、家庭および地域等の相互の連携協力

計画推進のためには、県民一人ひとりが自らの立場で子どもたちの教育を考え、自らができることに参画し、行動することが重要です。また、県民の参画のもと、学校、家庭、地域、団体・NPO、企業等が、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して、社会全体で子どもの育ちを支えあい、子どもたちが育つ環境をつくることによって、教育の目標を達成するための諸施策をより強力に進めることができると考えられます。

(1) 学校

学校は、教科指導を中心とした教育活動により、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係の育成や社会生活上のルールの習得を図る場でもあります。

また、すべての子どもと接することができる場であることから、課題を抱える子どもや家庭とかわかることが多く、学校だけで解決できない課題の解決に向けて外部の協力を得るため、開かれた学校づくりを進める必要があります。

(2) 家庭

「家庭教育はすべての教育の原点」であり、言葉や基本的な生活習慣・生活能力、思いやりの心、倫理観、自制心、コミュニケーション能力など、子どもたちが生きていくうえで必要な技能や規範を身につけさせる場であるとともに、子どもたちに安らぎを与える場所でもあります。

家庭環境は子どもの育ちに大きく影響することから、安心して生活できるよう望ましい環境を整えることが必要です。

また、環境問題など世界的規模の課題や社会の課題を、自らの問題として意識し、解決に向けて行動を起こす力を育むためには、身近な暮らしの中での日々の意識づけが大切であり、家庭の役割は大きいと言えます。

家庭の状況や教育に対する考え方は一様ではなく、様々な課題に対応するためには、身近な相談機関、学校や地域、企業等が連携して家庭をサポートできる仕組みが必要です。

(3) 地域等

地域は、多様な人間関係の中で、また自然環境を通して、固有の文化を伝承し、また、遊びや社会規範、道徳心、社会的なマナーといった社会性を学ぶ重要な場です。

地域や教育関係団体・NPO等には、学校の取組を支援したり、子どもたちに対し多様な活動の場所を提供したり、子育てや家庭教育を応援し支える役割が期待されています。

(4) 企業

企業には、労働環境に配慮するとともに、子育てや子どもの教育のために休暇が取れる制度を設けるなど、従業員が子育てや教育にかかわりやすい職場環境づくりに努めることが求められています。

また、学校や地域で行われる様々な教育活動に対して、施設や備品等の貸出、出前授業の実施、職場体験の受け入れなど、企業の持つ専門性を活かした協力を行い、また地域住民の一員として、教育活動に積極的に参加することが期待されます。

(5) 総合的なコーディネートの仕組み

教育にかかわる学校、家庭、地域、団体・NPO、企業等が、相互に連携して、より大きな教育的効果を生み出すには、それぞれをつなぎ、連携をサポートする仕組みが必要となります。

例えば、家庭教育や子育てを支援するネットワークや拠点づくり、家庭教育協力企業協定制度、子どもたちの安全を守るボランティア制度など、様々な取組が進められつつあります。

こういった仕組みは、行政の所管分野に基づいて構成されがちですが、子どもの育ちには、特に、教育・福祉・労働分野の連携が欠かせず、多様化する県民のニーズや課題に対応するためには、人材育成や情報提供などを通じて、分野を超えて総合的なコーディネートができる仕組みをつくっていく必要があります。

2 保幼小連携および校種間の連携

学校等においては、子どもたちの発達にかかわりながら連続性を持って指導・支援できるよう、校種間で連携する必要があります。

(1) 幼稚園と保育所との連携

幼稚園と保育所とは、それぞれ設置の目的が異なりますが、ともに、幼児期の子どもたちの育ちに重要な役割を担っていることに変わりはありません。

また、幼児期の教育について実践を積み重ねてきた幼稚園と、0歳からの成長発達を見通した保育を実践してきた保育所の双方の研究や実践の成果を交流させ、共通の財産として教育・保育の質の向上に役立てることが期待されます。

就学前の教育に差が生まれないようにするためにも、幼稚園、保育所双方において、幼稚園教育要領および保育所保育指針を踏まえた教育を実施するとともに、幼稚園と保育所職員合同の研修会や交流会でそれぞれの取組について意見交換したり、幼児同士の積極的な交流を深める必要があります。

さらに、就学前の教育および保育に対する需要が多様なものとなっていることを踏まえ、地域の実情に応じて認定こども園制度が有効に活用されるよう、その普及促進に取り組むことが求められています。

(2) 幼稚園・保育所と小学校との連携

学級の荒れ、不登校などが社会の大きな問題となっていますが、近年は問題の低年齢化が進み、特に、「小1プロブレム^{*48}」と言われるように、新入学の子どもが小学校の学習や環境になじみにくい状況が表れています。

そこで、幼稚園や保育所から小学校へスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育所と小学校との間で合同の研究会や研修会を進めたり、互いの保育・授業を参観しながら、幼児教育と小学校教育のそれぞれの役割と機能について理解を深めるとともに、幼児と小学生が行事等で交流したりする機会を積極的に設けるなど、連携を進めています。

特に、小学校入学前の5歳児における協同して活動する経験は、小学校における学級づくりの基盤となります。遊びの中での興味や関心に沿った活動から、興味や関心を活かした学びへ、さらに教科等を中心とした学習へのつながりを踏まえカリキュラムを作成するなど、実践的な共同研究を推進していくことが大切です。

また、幼児と小学生の交流は、幼児にとって今後の生活のモデルやあこがれとしての

*48 小学校1年生の教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状態が、入学後数か月継続する状態のこと。

存在に出会えるよい機会となります。また、小学生にとっても、幼児と接する中で、自己の成長を自覚するきっかけになり、心の豊かさや学ぶ意欲の向上につながることから、幼児と小学生の交流を積極的に行い、異年齢の子どもたちが学びあう経験をさせる必要があります。

(3) 小学校と中学校との連携、中学校と高等学校との連携

中学校1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりする現象、いわゆる「中1ギャップ」が起こることがあります。また、高等学校においても、進路選択時に十分な検討がされなかったり、学習への取り組み方の違いに対応できなかったりすることから、学校や学業への不適應を理由に、1年生時の中途退学が多い状況にあります。

こうした現象を解消するため、進路説明会や体験入学の機会を設けるなどして、進学時のギャップを小さくする取組を進めているところですが、小学校と中学校、中学校と高等学校の教員が互いの教育活動について学び、授業の交流を行うほか、児童生徒が同じ行事に参加したり、一緒に活動したりする連携を進めることが有効と考えます。

さらに、滋賀県では、平成15年度(2003年度)から、県立高等学校3校に中学校を併設し、校種を超え一貫した教育課程編成を行うことができる中高一貫教育を導入しています。

また、小中一貫教育のモデル研究事業も行われており、それらの成果を踏まえて、より望ましい連携に向けて検討する必要があります。

3 国および市町との役割分担と教育改革の推進

教育の振興に関して、県には、国または市町との間での適切な役割分担を踏まえて教育行政を実施することが期待されています。

具体的には、県域の処理を必要とする教育事業の実施および高等学校、大学等の設置管理、市町に対する教育条件整備のための支援、市町における教育事業の適正な実施のための指導、助言、援助を担うものとされていますが、地方分権改革の進展や市町の状況を踏まえつつ、これらの役割分担を一層明確にしながら、事業の適正な実施のための教育行政運営に努めることとします。

なお、高等学校の設置運営については、平成14年(2002年)3月に報告された「県立高等学校将来構想懇話会」の提言に基づき、これまで入学者選抜制度の改善や通学区域制度の廃止をはじめとする様々な教育改革を進めてきました。

その後、中学校卒業生の減少をはじめ、極めて厳しい財政状況など、教育を取り巻く環境に変化が生じています。

このような状況の中で、平成21年(2009年)3月には「県立学校のあり方検討委員会」から、県立高等学校の課程・学科および適正な規模のあり方ならびに県立学校の適正な配置のあり方についての報告がなされました。

今後は、この報告をもとに生徒数の推移や特別支援教育のニーズを踏まえ、教育内容の質的充実や教育活動の活性化を図るため、市町やその他関係機関等の意見を尊重しつつ、全県的な視点で、再編を含め県立学校のあり方について検討するなど、時代に応じた教育改革を進めていく必要があります。

4 点検評価・進行管理・計画の見直し

第3章において、今後5年間に取り組むべき施策と目標を掲げていますが、その達成に向けて、実施状況を点検・評価し、その結果を反映させることにより、施策を確実に実現していく必要があります。

このことから、計画の推進にあたっては、P D C Aサイクル^{*49}の考えに基づき、毎年度、計画に基づく教育施策の実施状況、成果指標・事業目標の達成状況、施策の効果や課題等について点検・評価を行い、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策の展開に着実に反映させながら、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画の推進に努めることとします。

なお、全国的な教育制度改革が行われた場合や、上位計画である「滋賀県基本構想」が改定された場合など、滋賀の教育を取り巻く状況の変化に対応するため、計画内容について必要に応じて見直しを行うとともに、教育施策への適切な反映に努めます。

5 全国的な教育制度の整備

学校における子どもたちの学力低下への不安、いじめ、不登校、中途退学等への対応や、障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもへの対応などが求められており、学習指導と生活指導の両面から子どもたち一人ひとりの特性を十分理解し、習熟の程度に応じた少人数指導の実施など、個に応じたきめ細かな指導が一層求められています。

そのためには、教職員定数の改善が求められますが、平成13年度(2001年度)から平成17年度(2005年度)までを計画期間とする「第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」および「第6次公立高等学校教職員定数改善計画」の計画期間終了後、国において新たな教職員定数改善計画の策定が見送られている状況です。

教職員定数の改善、教育予算の拡充を含め、本計画に掲げた教育の基本目標を達成するうえで必要な教育制度改革が行われるよう、国に対して働きかける必要があります。

*49 Plan(計画) Do(実施) Check(評価) Action(反映・改善)の循環を繰り返す仕組みのことで、計画から改善までのプロセスを継続することによって、よりよい成果を実現することが期待できます。